

会 議	予 算 特 別 委 員 会 会 議 録	
日 時	令和7年3月13日（木曜日）	開会 午前 9時00分 閉会 午後 3時42分
場 所	幸田町議会議事堂	
出 席 委 員	1 番 藤 本 和 美 君 3 番 野 坂 純 子 君 5 番 長 谷 川 進 君 7 番 (委員長) 田 境 毅 君 9 番 都 築 幸 夫 君 11番 (副議長) 廣 野 房 男 君 13番 笹 野 康 男 君	2 番 吉 本 智 明 君 4 番 松 本 忠 明 君 6 番 岩 本 知 帆 君 8 番 石 原 昇 君 10番 黒 木 一 君 12番 稲 吉 照 夫 君 14番 丸 山 千 代 子 君 (14名)
欠 席 委 員	15番 鈴木久夫君	
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 企 画 部 長 内 田 守 住 民 子 ども 部 長 三 浦 正 義 参 事 (健康保健担当) 金 澤 一 徳 建 設 部 長 鳥 居 靖 久 住 民 子 ども 部 次 長 兼 住 民 課 長 野 澤 一 芳 環 境 経 済 部 次 長 兼 環 境 課 長 近 藤 伸 繁 上 下 水 道 部 次 長 山 崎 二 朗 保 険 医 療 課 長 築 田 聖 太 郎 SDGs・ゼロカーボン推進担当 本 田 和 広 都 市 計 画 課 長 小 林 英 男 水 道 課 長 安 藤 秀 行	副 町 長 大 竹 広 行 総 務 部 長 林 本 保 克 彦 健 康 福 祉 部 長 山 本 晴 隆 之 一 環 境 経 済 部 長 大 熊 隆 啓 一 上 下 水 道 部 長 齋 藤 美 代 子 健 康 福 祉 部 次 長 兼 健 康 課 長 相 川 美 啓 建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長 谷 川 啓 こ ども 課 長 鈴 木 雅 也 福 祉 課 長 横 田 隆 之 産 業 振 興 課 長 春日 井 幸 弘 区 画 整 理 課 長 杉 田 敦 俊 下 水 道 課 長 鳥 居 正 和 (24名)
議会事務局職員	事 務 局 長 大 須 賀 龍 二	

<p style="text-align: center;">会議に付した 案 件</p>	<p>議案第26号 令和7年度幸田町一般会計予算の住民こども部及び健康福祉部の所管における歳入・歳出について</p> <p>議案第27号 令和7年度幸田町一般会計予算の環境経済部、建設部及び下水道課の所管における歳入・歳出について</p> <p>議案第28号 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計予算について</p> <p>議案第29号 令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算について</p> <p>議案第30号 令和7年度幸田町介護保険特別会計予算について</p> <p>議案第31号 令和7年度幸田町水道事業会計予算について</p> <p>議案第32号 令和7年度幸田町下水道事業会計予算について</p>
---	--

委員長 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席委員は14人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

委員長 ここで企画部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

企画部長。

〔企画部長 内田 守君 登壇〕

企画部長 昨日行われました予算特別委員会における財政課所管分の答弁内容に誤りがありましたので、訂正の御報告をさせていただきます。

丸山委員の御質問におきまして、各基金における令和6年度末の基金残高について答弁をさせていただきましたが、介護給付費準備基金におきまして0.5億円と申し上げましたが、正しくは0.6億円の誤りでありましたので訂正をさせていただきます。

介護給付費準備基金におきましては、本定例会初日の補正予算において878万9,000円の積立てを行っておりましたが、こちらが算定漏れとなっておりました。大変申し訳ありませんでした。

〔企画部長 内田 守君 降壇〕

委員長 ただいまから、本委員会に付託された案件の審議を行います。

説明のため出席を求めた者は、前日と同様理事者49人であります。

御報告いたします。

夏目慎子振り仮名担当課長は体調不良のため、本日の会議を欠席する届出がありましたので御報告いたします。

第26号議案から第32号議案までの7件を一括議題といたします。

本会議で説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

本日は福祉産業建設委員会の所管に係る質疑のみを3部制の入替え方式で行います。

最初に、住民こども部及び健康福祉部所管の第26号議案の質疑を行います。終了後に入替えを行い、環境経済部、建設部、下水道課所管の第26号議案の質疑を行います。終了後に再度入替えを行い、第28号議案から第32号議案までの質疑を行いますので、よろしくお願ひします。

初めに、第26号議案、令和7年度幸田町一般会計予算の住民こども部及び健康福祉部の所管における歳入歳出についての質疑を許します。

9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 皆さんおはようございます。それでは、私、この・・・では1件だけ質問させていただきます。議案説明会資料21ページでありますけれども、高齢者生きがいセンター運営事業について質問させていただきます。まず、高齢者生きがいセンターの進捗状況についてお伺ひいたします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 高齢者生きがいセンターの移転に関する内容でございます。こちらにつきまして

は、令和4年度に取得いたしました旧MCCさん、三菱ケミカルクリンスイさんの建物の一部を改装する工事の実設計まで完了している状況でございます。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 はい、分かりました。そして、この議案説明会資料にあります高齢者生きがいセンター事業工事請負費ですね。これ1億ですかね、1億5,959万4,000円。これの具体的な内容について説明をお願いいたします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 具体的な工事内容につきましては、今回取得しました大きな倉庫の西側にある、ちょっと低い作業所だった場所がございます。そちらを高齢者生きがいセンターの、シルバー人材センターが運営しておる現在の事務室だとか会議室、また会員さんとの相談室だとか、そういったものとして利用するために必要な改修を行わせていただきます。特に、建物に関しましては防水処理、外壁の断熱、建具の取替え、仕切りの配置等の内装、また、外壁の塗装などを予定しております。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 分かりました。この議案、旧MCC倉庫ですね、これを改修して高齢者生きがいセンターの事務室や会議室等として利用するための費用ということでございます。この議案説明会資料を見ますと、将来的に現倉庫を撤去して、高齢者の交流できる施設を造るということとされております。今の倉庫を壊して最初から高齢者が交流できる施設を造ったらどうでしょうか。倉庫の改修に1億6,000万プラス設計管理料っていうのを加えますと約2億円ほどの資金が要るわけでありまして。そういった多額のお金を使って、その後、また壊すということは、私はお金の無駄遣いじゃないかなと思うわけですが。この辺どうでしょうか。お伺いいたします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 建物に関しましては、今、併せて取得しました建物を有効活用しようというところが一つ狙いでございます。また、今回、目的の一つといたしまして、現在の横落地内あります高齢者生きがいセンター、こちらの建物につきまして借地で運営しているような状況であります。その借地解消というものを目指すということも目的の一つでありますので、また、借地の期間ですね、契約期間も満了が近づいているというところがありますので、早期に移転が必要ということもございます。

また、大草広野地区の福祉施策推進構想につきましては、将来的なイメージ図っているものを以前示させていただいているところでございますが、こちらにつきましては、中長期の構想ということでございます。次年度におきましては、幸田小学校区におきまして、土地利用研究会が立ち上がるということをお聞きしております。その中で、この地区におきましても、将来的な土地利用や建物の配置、活用方法、そういったものに関して御意見いただきまして、集いだとか交流の場となる施設の検討、そういったものを進めていただきながら構想実現に向けた計画を将来的に作っていければと考えております。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 はい、分かりました。借地契約のそういった点とか、大草広野福祉施設

推進構想がまだ大分先であるというか、中長期的な構想だということで、高齢者が交流できる施設はすぐには建設しないということで理解いたしました。今後、時間かけてしっかりと検討していいものを作っていただきたいと思うわけでございます。

今後のこの事業のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まず、この高齢者生きがいセンターの移転っていうところを大目標にして進めていきたいというふうに思っております。こちら令和7年度に、この移転施設の改修工事、また、施設の移転というものを考えております。令和8年度以降につきましては、借地をしている今の土地に関して建物の撤去、そして借地の返還を進めたいというふうに思っております。それ以降で、大草広野の地区における新たな場所での新施設における外構だとか、また、ほかの施設の改修等、そういったものを進めていければというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 当初予算概要のまず16ページ、17ページですが、社会福祉総務一般事業で、物価高騰対応重点支援給付金で1億6,000万円が載っているんですが、この物価高騰対応重点支援給付金は物価の上昇で生活が厳しくなっている低所得世帯を助けるための給付金と思っておりますが、本当にその事業の詳細や現状をお聞きします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こちら物価高騰対応重点支援給付金についてでございます。こちらにつきましては、令和5年11月2日に閣議決定されました、デフレ完全脱却のための総合経済対策によりまして実施されました定額減税というものがございました。その恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方に対する公平を確保する適切な支援として、令和6年中に調整給付というものがございました。この後の説明では、当初調整給付等をさせていただきます。令和7年に入りまして、この6年分の今確定申告等をやっていたおける時期ではありますけども、所得税が確定した中で再計算した際に、その当初調整給付に不足のある方に対して本来給付すべき所要額と調整給付額との間に差を生じたものを1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものということになっております。不足額給付というような形で今回作業のほうをさせていただく予定をしております。

委員長 3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 ありがとうございます。次に、18ページから19ページで介護予防生活支援事業で、私も一般質問で質問させていただいたんですが、難聴高齢者補聴器購入費助成事業で150万円っていうふうになってるんですが、この上限額が3万円です50人分を見込まれているということだと思ってるんですが、この助成枠とし1月から施行されたと思うんですが、丸2か月たってどのような現状でしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こちら難聴高齢者の補聴器購入費につきましては、委員おっしゃりますとおり50人分の見込んでおります150万円ということでありまして、今年度につきましては、1月からこの制度スタートしておりますけれども、今現在4人の方に申請のほういただいて

おりまして、2人の方に交付決定をしているような状況でございます。

委員長 3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 ありがとうございます。皆さんが申請していただけるといいなというふうに思います。

また次の質問で、地域支援事業が載ってて、そこに新しい事業で重層的支援体制整備事業で7,184万7,000円が載っているんですが、これは重層的支援体制整備事業は、地域の人々を幅広く支えるための仕組みというふうに思っているんですが、新しい事業ですが、その詳細を教えてください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 重層的支援体制整備事業でございます。こちらにつきましては、今回、地域支援事業分ということで掲載のほうをさせていただいております。この事業に関しましては、これまで介護保険特別会計にて実施してきました高齢者の分野の事業、地域支援事業になりますけれども、それを障害者と子ども分野と同様に一般会計で重層的支援体制整備事業と位置付けて進めるというような形で国の交付金や県の補助金を受けて実施する内容でございます。内容といたしましては、地域介護予防活動支援事業、また、町においてはお達者体操、あとは地域包括支援センター業務全般に関するものを主に予防介護だとか、総合相談、支援等に関するもの、加えて生活支援体制整備業務、これはよく協議体というような形で実施しておりますけれども、包括3圏域で実施しているものをこの重層的支援体制整備事業の中で実施してまいります。

委員長 3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 ありがとうございます。誰もが本当に安心して暮らせる地域として続いていくといいなというふうに思います。

繰越明許で、いろいろと来年令和6年度のほうに回された、そういうことで実施設計が遅れてきたということでもありますけれども。しかしながら、計画でいけば、新設町道工事ということで着手はできるわけにありますよね。実施設計の中に盛り込んで、そしてゴーとなったら着手はできるということからすると、今回の予算の中においては、合併70周年記念事業を取組、そのために大幅な歳出削減というのが出された。その結果も受けたことというふうに理解をしてよろしいかどうか。その辺について確認の意味でお願いします。

次に、同じページですが、児童福祉総務一般事業で、これも新しい事業で在宅子育て応援金給付事業で59万4,000円となっていて、これは子どもさんがおうちにいて応援をするという給付金ですが、これ1か月3,000円で33人分で6か月分だと思うんですが、それで6か月分ってことは10月からというふうになっていたと思うんですが、なぜ10月からなんでしょうか。お聞きします。

委員長 こども課長。

こども課長 在宅子育て応援給付金のなぜ10月からという御質問ですが、こちらにつきましては、これから要綱を作り準備を進めていこうと考えております。事業の詳細につきましては、これから詰めていくところもありますし、事業の住民様への周知も期間が必要かと考えておりまして、準備期間を考え10月からの予定とさせていただいて

おります。

委員長 3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 ありがとうございます。分かりました。もう一つ、新しい事業で、子ども家庭センター関係事業費というので885万載っておりますが、これの事業の詳細も教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 子ども家庭センターの関係費用ということでございますが、内容といたしましては、今、虐待の関係事務でパソコンでエクセルを使って管理をしておるところではございますので、そちらに対して国の補助を使って虐待管理システム導入のための委託費用と子ども家庭センターの設置場所ではありますけれども、現在検討中ではありますけれども、書棚等の備品購入の費用として40万円、システム委託料として810万円を予定しておるといってございます。

委員長 3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 分かりました。じゃあ、よろしく願いいたします。次に、20から21ページに、予防接種事業で带状疱疹ワクチン予防接種が748万5,000円と載っておりますが、これ2種類あると思うのですが、接種状況はどのような感じでしょうか。

委員長 健康課長。

健康課長 では、带状疱疹ワクチンの接種状況ということでお答えさせていただきます。接種を完了した方の実人数でお答えさせていただきます。令和6年度ですけれども、2月末現在で不活化ワクチンが275人、生ワクチンが13人となっております。

委員長 3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 この人数は予定していた人数でしょうか。割と少ないなという感じでしょうか。

委員長 健康課長。

健康課長 人数につきましてですが、6年度の当初予算を取った当時、令和5年度の带状疱疹が報道等で大変人数が多かったという状況がありましたので、6年度につきましては、同じような対象者の人数に対して7%ぐらいでありましたので、5年度が。その人数を取っておりますが、結果的には50歳以上の方が対象者になりますので、その人数から令和6年度の実績見込みでありますけれども、パーセント、接種率を出しますと1.7%です。5年度ですと6.4%でございましたので、令和5年度で多くの方が接種していただきまして、6年度につきましては、落ち着いたかなというふうに感じております。

委員長 3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 ありがとうございます。分かりました。それでは、次の新型コロナ予防接種健康被害医療費、医療手当で396万というふうに見込まれているのですが、これも現状はどのようになっているのでしょうか。

委員長 健康課長。

健康課長 新型コロナ予防接種健康被害の医療手当についての御質問かと思えます。この金額につきまして、現在は2件、2人分ということで計上しております。それ以後、この健康被害の医療手当等ですけれども、これは認定してから支払いをするというもので、

それから認定されてからお金が国のほうから入ってくるというものでございますので、今現在ですとお二人ということになります。

委員長 3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 ありがとうございます。次の健康増進法保険事業で、アピアランスケア用品購入費用助成として46万円が載っているんですが、これも私も質問させていただいたときに教えていただいたんですが、令和6年度が22件になっているので、上限額は2万円で22件ということだと44万円。それプラス1件分の46万円がここに載っているんだというふうに理解していて、46万円を見越しているってということですが、調べてみたときに、令和5年度より令和6年度は一気に10件ぐらい増えているんですが、そうなると、1件分ぐらいでは足りないんじゃないかなってというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 健康課長。

健康課長 アピアランスケアの助成の件数についての御質問かと思えます。令和6年度の現時点での件数につきましては、一般質問の中で令和7年2月末の状況として22件の申請があったと答弁をさせていただいております。当初予算を作成する時点でございますと、13件でありました。13件と、それから過去の実績を参考といたしまして、当初予算を23件と見込んで46万円と適正に見込んだと考えております。ですけれども、年度の途中で実情が変わってきたとなりましたら、その分につきましては、予算対応をして助成事業を継続していきたいと考えております。

委員長 3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 じゃあ、増えてもそこで打ち切るとか、そういうことがないってことが分かってよかったです。

次に、28ページ、29ページで、公園一般事業とあって、遊具施設等改修工事費として4,700万円が載っておりますが、インクルーシブ遊具などの設置状況というのはどのような感じになってるのでしょうか。お聞きします。

委員長 発言者に申し上げます。先ほどの質問は次の部のときになりますので、よろしくお願ひします。

野坂委員、よろしいでしょうか。終了でしょうか。

3番野坂純子委員 はい、ありがとうございます。すみません。

委員長 ほかにございませんか。

12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 今、野坂さんとか被る部分がたくさんありますんで、私の部分だけちょっとお伺いします。まず、17ページの福祉のほうで、介護給付費、これが3億804万円というふうに計上されてますけども、昨年度は4億1,901万円ということで1億1,000万ほど下がっておるわけですけども、減額されてるわけですけども、これで介護給付費のほうが今までどおりのサービスができるだろうか。これで大丈夫かなというちょっと疑問を感じましたのでお聞きいたします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 ちょっと今資料のほうを開きますのでちょっとお待ちください。こちらにつつま

しては、介護給付費になりますので、介護・・・への繰り出しの部分になってございます。サービス自体につきましては、それぞれの見込み等を見ておりますので、まず、この数字のほうを上げさせていただいているような状況でございます。

委員長 12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 そうしますと、これだけの減額をされても今までと同じような事業ができるという解釈でよろしいでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こちらにつきまして、そうですね、ごめんなさい、こちら障害者の福祉事業のほうとしての介護給付費3億804万円のものということで、申し訳ございません、障害者の給付に関しましては、今、資料のほう確認させていただきますので少々お待ちください。

委員長 12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 いずれにしましても、ちょっと差額が大きいんで、その辺のところ十分な手当等、サービスができるかどうか、しっかりと検討願いたいと思います。

その次に、19ページのこども課のほうで、実業団のソフトボール、私、観戦事業ということでやっていただきましてありがとうございます。今年70周年記念事業でソフトボール教室、子ども会のやっていただきまして、その延長でやってもらうちゅうような、非常にうれしいことで、これはあれですか、これを永遠的に継続、永遠的ではおかしいかもしれませんが、継続していく事業として考えてよろしいでしょう。計画をお聞きいたします。

委員長 こども課長。

こども課長 今年度、実業団のデンソーブライトペガサスさんに来ていただいてソフトボール教室をさせていただいて縁ができたということで、来年度、その試合を見にいこうというものであります。それを継続かどうかという、まだ現時点ではそこまで検討のほうが及んでおりません。

委員長 福祉課長。

福祉課長 先ほどの障害者の介護給付に関してでございます。こちらにつきましては、大きな数字の変更ございますが、予算、この組み分けの中で共同生活援助というものがございます。グループホームの給付費になるわけですが、こちらの介護給付費を訓練等給付費に移行したものでございます。これを踏まえまして、介護給付費については減少が起きており、訓練等給付費において増額しているというような状況でございます。

委員長 12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 はい、分かりました。そうすると、中身は、サービス全体の中身は変わってないという解釈でよろしいですね。はい、ありがとうございます。

今で話が変わりましてソフトボールに移りますけれども、私も、私もソフトボール携わってもらってずっと裾野が広がってくれないとなかなかいかなという思いがいたしますので、子どもさんがそういったところで参加することはやはり当然親御さんも見るということで、そういった意味で全体スポーツ、ソフトボール競技の少しずつでも裾野が広がって楽しんでいただけるようになればというふうに思いますし、また、それ

が基に協会等も含めていろんな形で支援したり、協力することによって、また大人の競技も充実するかなというふうに思いますので、ぜひ、これもいろんな企画でもって継続をするように頑張っていたいただきたいということをお願いして終わります。

委員長 こども課長。

こども課長 ありがとうございます。御協力の申出等、ありがとうございます。スポーツのことになりますので、文化スポーツ課とも連携しながらスポーツ、ソフトボール等、スポーツのほう子どもたちが興味を持ってもらえるようにできたらと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 まず、予算書の85ページであります。物価高騰対応重点支援給付金についてお聞きをしたいと思います。先ほどの質問で多少は分かったわけではありますけれども、その中で確認の意味でお尋ねしたいと思います。これは定額減税の調整でってということで、不平等にならないようになっていうことであつたわけであります。確定申告もまだ続いておまして、今度の確定申告でそういう低所得で引ききれない部分の方たちには通知があるよということがあつたわけでございますけれども、申請主義ではなくて、これは一律に福祉課のほうで対応していくということで予算が上げられたのかどうか確認の意味でお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 該当する方に関しましては、ちょっと税情報になりますので、こちらについては税務課から該当の方の情報をいただきましてその方に対して金額はそれぞれ所得等、税額等に影響してはまいりますけれども、その情報をもって福祉課のほうから該当者に通知のほうをさせていただく予定をしております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 漏れる場合だつてあるわけですね。ですので、そうした点での周知と申しますか、その辺、通知を確認してくださいよとか、そういうことも言われたわけありますので、その辺がやっぱり漏れないようにきちんと周知をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお尋ねしたいと思います。

次に、介護予防生活支援事業についてであります。これは87ページでありますけれども、介護予防の中で令和6年度に打ち切られたのがございます。これはごみ出し支援でありますけれども、これ認定者でないとできないよということで、今まで高齢世帯でなかなかごみ出しができない、こういう人たちは今まで実施をしてたわけでありますけれども、介護を受ける人がたくさんになってしまつて、そこまで手が回らないということで打ち切られたわけがございます。そういう中で、近隣の人たちがボランティアでやるところもあるわけですが、なかなかこれが続かないわけがあります。ですので、やはりごみステーションが遠くにあると本当に出すのも不便だと。こういうことでなかなかごみ屋敷になってしまつたら大変ですので、そうしたごみ出し支援、やっぱりやっていただきたいというふうに思うんですが、復活をお願いしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 不足額給付につきましては、しっかりと周知してまいりたいと思います。

それから、さっきのごみ出しの支援についてでございます。こちらにつきましては、これまでも要介護認定受けているような方、また、自宅にヘルパーさんが入っている方に関しては、自分でごみ出しが回収所まで持っていけないという方に関しては、役場の1階の駐車場の1階でございますが、そちらのほうにヘルパーさんが届けていただくことを申請方式でやっておりました。しかしながら、件数が大分増えてきたということと、なかなかこの制度自体が整理できていなかったということで廃止というよりは改めてルール化をさせていただきました。そのルールというものが要介護認定、要支援受けている方で、お近くに御家族がお見えにならないというような方を対象とさせていただきました。それをもって今現在、同じ登録制度をもちまして引き続き、対象を整理させていただいたところで、対象する人数は減っておるかもしれませんが、引き続きこのごみを受け取るというような支援は続けさせていただいております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 日常生活支援っていうので、幸田町でもやっていたわけでございます。それが今度は対象者が増えたということで介護認定を受けられている方たちに対しての支援にルール化したということでありますが、はじき出された人、いわゆる認定までは至らないけれども虚弱であったり、足が悪かったり、また、隣近所に子どもさんや親戚がいないとか、出してくれる人がいない、そういう人たちにとってみれば本当に大変であります。幾ら高齢世帯がごみが少ないとはいっても、これがたまってくると本当に大変になってきますので、そうした点におきまして、見かねてボランティアの方がやっておられるわけでございますが、いつまでも続くわけではない。この辺のところは日常生活支援として、やはりこれは認定を受けてない方でも必要だと認めるならばやるべきではないかと思うわけでありまして。日常生活支援、いろいろとメニューがあるわけですので、メニューに加えながらやればできないことはないと思うわけでありまして、いかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 今現在、このサービスというか支援につきましては、正直言いますと表立ってやられていないところがございます。限定した対象の方のみということで広く周知というよりは、ヘルパーさんに対する、介護の訪問看護の事業所さんに対して限定して案内をさせていただいているようなものでございます。本来であれば、このヘルパーさんも時間帯が合えば地域のごみの回収所に出していただくというような整理はさせていただいているところであります。今のごみのこの問題に関しましては、福祉課のみで解決する部分が難しい部分もありますので、また一つの今後検討材料とさせていただきたいと思っております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 よろしくお願ひしたいというふうに思います。次に、重層的支援体制整備事業の中で、これを委託をするわけでございますけれども、どこに委託をするのか伺いたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 ちょっと資料のほうを開きます。先ほども少し紹介のほうをさせていただきました

たけれども、4つの大きな事業、業務がございます。一つの地域介護予防活動支援業務、こちらに関しましては、介護の出前講座だとか、げんきかいなどをお願いするような内容となっておりますが、こちらにつきましては、3つの包括支援センターのほうにお願いをしております。

2点目でございますが、お達者体操の関係事業につきましては、実際に現場に行ってお指導いただきます岡崎市医師会のほうに委託のほうをさせていただいております。

3点目になります。大きく地域包括支援センター業務、こちらに関しましては、介護予防マネジメント総合相談支援等になりますけれども、こちらも3つの包括にそれぞれ委託させていただきます。

4点目ですが、生活支援体制整備業務、こちらに関しましては、第1層、第2層の生活支援コーディネーターという役割の方に関しましては、社協、社会福祉協議会のほうに委託をしております。それで第2層、各圏域、3圏域での活動を支援するということも含めまして三つの包括に委託のほうをしております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 委託先は分かりました。それでお尋ねするわけでございますけれども、この地域支援事業っていうのは今まで介護保険の特別会計の中で行われていた事業になるわけですが、これは一般会計に移されたということは、これはどういうことなのかということですが、国のほうでは重層的支援体制包括センターでしたかね、を立ち上げながら、それでやっていくということで幸田町も令和8年度からは本格的に移行をしていくわけですが、今まで介護保険の中で扱っていた総合事業、これがボランティア化されたり、いろいろと専門職による介護ではなくなってきたということで、この地域支援事業に移行したわけですが、それが、また、こちらのほうで介護ではなくて、こうした地域支援事業として改めてやっていくということは、これは介護のボランティア化につながりかねないのかということですが、その辺はいかがなんでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こちらの重層的支援体制整備事業の中の項目として、地域づくり事業というようなものがございます。そういったものでボランティア化というよりは地域のみんなで見守っていきこうということになります。その中で、やはり地域、専門職での配置であります地域包括支援センターというところが核になりまして、そこを中心に各事業等、展開していくというふうに思っております。全てを丸投げにするということではございませんというふうに思っております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 そうしますと、介護保険とのすみ分けとはどのようにされるのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 介護保険のほうにつきましても、実際には今までも介護特別会計のほうでやってきたところがございます。こちらにつきましては、介護保険の特別会計のほうから一般会計のほうにお金を繰り入れるというような形で今回も1,600万でしたかね、計上のほ

うをさせていただいておりますので、これを保険業務として入れるというようなところでございますので、完全に介護保険から脱却した、離れたということではございませんので、よろしく願いいたします。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 介護保険とのすみ分けがなかなか難しくなっている部分と、それから介護保険、本来は介護保険で1割負担ですね、あるいは、これから2割を検討されているわけですが、そうした負担が伴うものから次は重層的支援体制の中でこれが行われると、この負担っていうのは介護保険では1割負担、しかしながら、地域で支え合う、これは利用者の負担っていうのはどのようになるのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 今、こちらに計上させていただいているものに関しまして、直接介護保険等の保険料、1割負担等が発生するものはないものと考えております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 次に、在宅子育て応援給付事業についてお尋ねします。先ほどは、この説明の中でも詳しく述べられているわけでありまして、在宅で保育をしているということでもあります。保育園に通園していない児童の給付金になるわけでありまして、保育園に通わなくても森のようちえんというのでいろいろと活動されている、そういうところに通っている子どもさんっていうのは対象になるのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 在宅子育て応援金の対象が森の幼稚園のほうになるかという御質問かと思いません。森の幼稚園といいますと、自然体験を基軸にした子育ての保育園かなとは思いますが。この給付金の一つの目的としまして、幼児教育保育無償化で保育等の公的支援を受けられない御家庭に対する御家庭の経済的な支援っていうことと、教育、保育の無償化の恩恵をちょっと受けることができないということになるので、その不公平感を少しでも緩和しようということで考えておるものですから、教育、保育の無償化の恩恵を受けてない保育園、幼稚園に通っている方は対象になるのかなというふうには今考えております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 森の幼稚園に通われてる実態は分からないわけですが、隣の岡崎市等でも実施をされている、そういうものでありますので、やはりそうした点で不公平感のないように周知をしていただきたいというふうに思います。

次に、保育士の配置基準についてお尋ねしたいと思います。令和7年度から1歳児の配置基準が1対5と改善を進めるわけでございますけれども、保育室の対応や、あるいは、保育士というののはどのように幸田町では行うのかお尋ねしたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 保育基準の1歳児の基準が変わるということで御質問です。幸田町のほうにつきましては、1歳児につきましては、1対4.5でやっておりますので、この基準が変わっても特段支障はないかなとは思っておりますけれども、さらにより保育ができるように環境と人と考えていけたらと思っております。

委員長 ここで途中でありますけども、10分間の休憩といたします。

休憩	午前	9時47分
再開	午前	9時57分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 幸田町の1歳児の配置基準は1対4.5人ということで分かりました。

そして、昨年、誰でも通園制度の中で、これが受入れが生後6か月から受入れっていうことで、関連はするわけですが、幸田町としてのゼロ歳児保育、これを今おおむね10か月からというふうになっているわけですが、これを6か月からにする考えについても伺いをいたしました。幸田町としては、6か月から対応していくよということ言われたわけですが、これが6か月からの対応というのは令和7年度からの対応になるのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 保育園の入園の生後6か月からの受入れの御質問かと思えます。生後6か月の受入れにつきましては、離乳食の検討だとか、設置のやっていく場所の検討だとか、ちょっとずつしてきたところなんですけれども、今、ようやく坂崎保育園のほうからちょっとまずは始めて、そこで開催していくように始めていけたらないうふうに思っております。来年度の坂崎の大規模改修工事に合わせてほふく室、乳児室を改修しまして、令和8年度から実施できたらというふうに考えております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 坂崎保育園から生後6か月から受入れをすると。これが令和8年度からということですので、待ってみたいというふうに思います。それで、やはり生後6か月から受入れを各園で始めるとなると、保育室の対応というのもこれから必要になってくるわけですので、やはり計画的にやっていただきたいというふうに思うわけがあります。とりわけ大規模であります人気の高いところっていうのもあるわけですが、そうしたところから順次やるということも考えられますし、また、誰でも通園制度というのは、これはいろんな地域にまたがるわけですので、そうした点におきまして、これが保育園の保育士の混乱がないようにやっていただきたいというふうにも思うわけがあります。そこで一つ提案でありますけれども、この誰でも通園制度につきましては、通常の保育室における保育というふうに、通常のクラスにおける保育となるわけですが、やはりもう既に集団として成り立っているところに1日だけぽっと入るっていうのはやっぱりなかなか混乱するわけでありまして、そうしたときに、やはり幸田町が実施している一時保育の中で対応できないかということでもあります。これでしたら、集団としてじゃなくて、希望に応じて行っているわけですので、その辺のところを柔軟に対応できないのかということですが、いかがでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 誰でも通園制度含めて6か月等の御質問かと思えます。誰でも通園制度のほうにつきましては、委員おっしゃるとおり、通常のクラスに慣れてない、ぽっと入るって

いうことはなかなか難しいなっていうふうに現場の保育士も思っておりまして、可能であれば別室でやっていけたらなっていうふうには考えております。そして、保育士だとか、子どものほうに影響のないように考えていけたらというふうに思っております。

あと、6か月のほうにつきましても、まずは坂崎でしっかりやっけていながら、それらの課題や反省を踏まえながら計画的に順次6か月の受入れ場所を広げていくのかなっていうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 分かりました。誰でも通園制度、これは令和8年から本格実施に入っていくわけですので、その辺のところを十分保育現場の声も聞きながら、そして、子どもたちがやはり安心して過ごすことができる、そうした対応をお願いしたいと思います。

次に、病児保育についての検討をお聞きしたいと思います。現在、幸田町では病後児保育を行っているわけですが、ほかのところでは病児、病後児保育ということで実施をしております。なかなか休めない、こういうお母さんたちもたくさんいるわけですので。そうしたときに、何日も休まなくてはならない、重篤なときはできないわけですが、やはり治ってからだけではなくて、病児保育についての実施を求めるものでありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 病児保育、病後児保育についての御質問かと思えます。幸田町のほうにつきましては、令和2年から病後児保育ということで病気の回復期及び病後のお子さんの預かりを、上六栗の子育てセンターのほうで実施しております。病児保育につきましては、医師会のほうの調整や御協力、お医者様の御協力、実施場所についての課題があると認識しております。病児保育の必要性のほうは重々感じておりますけれども、今時点ではちょっと具体的な計画のほうはございません。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 病児保育につきましては、その子どもの状態によって受け入れられない場合だってあるわけですが、受け入れられる病気もあるわけですので。そうした点で、この病後児保育を進めるに当たっても検討もお願いをしていきたいわけですので。令和2年から始められたということで、もう何年かたってきていますので、さらにこうした対応を進めていく検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、帯状疱疹ワクチン予防接種についてお聞きしたいと思います。95ページであります。令和7年度から高齢者等に対する帯状疱疹ワクチン予防接種、これがB類疾病として定期接種に変わりました。そうしたことで、これが節目でございます。それで幸田町ではその対応することとして今まで行ってきた帯状疱疹ワクチン接種につきましては、今年度の3月31日まで延長をするという通知が確かLINEのほうにも入ってきておりますが、その後、定期接種になったことによって節目が変わるわけですので、今まで受けていない希望者に対しては継続をやっけていっていきべきではないかなというふうに思うわけですが、その考えについてお聞きしたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 病児保育につきましては、近隣の事例等、参考にして研究しながら検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 健康課長。

健康課長 带状疱疹のワクチン接種についての助成の御質問にお答えさせていただきます。

带状疱疹ワクチンの予防接種費用の助成についてですけれども、令和5年度、それから令和6年度については、任意接種として50歳以上の方で希望する方に対して助成を行ってまいりました。令和7年の1月に入ってから定期接種になるという報道と、それから厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会においての内容で知ることになったわけですが、その後、定期接種についてどのように進めるかということと、任意接種についてどのようにするかということについてお答えさせていただきます。

まず、任意接種についてですけれども、50歳以上の方に対しましての任意接種の接種状況から、先ほどもお答えさせていただきました接種率が6年度の実績見込みでいきますと、1.7%と申し上げました。約2%でございましたので、この任意接種についての助成につきましては行わない予定でございます。その考え方としましては、5年度と6年度で希望する方についての数字が少なかったということがございます。それから、今後、定期接種になったとしますと、65歳になれば全員接種できるという状態になりますので、定期接種の対象の方以外についての助成は行わない予定です。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 この定期接種につきましては、節目で行い、そして65歳以上になると全て定期接種の対象となるということで任意接種、今までの50歳以上の方たちの希望に対しては添えないということなんでしょうか。そうしますと、この65歳以上については全て希望すれば定期接種の対象となるということですかね。再度確認の意味でお尋ねしたいと思います。

委員長 健康課長。

健康課長 定期接種の対象者についての御質問かと思えます。今、私のほうから65歳以上と申し上げましたけれども、対象者が、定期接種の場合は対象者の規定がございます。65歳、正確には接種日に年度内に65歳になる方、それから、接種日に60歳以上65歳未満の方で免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方、それから、経過措置としての節目の方ですけれども、その年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方。ただし、100歳以上の方については令和7年度に限り全員対象となりますので、定期接種につきましては、今申し上げた方についてが対象でございます。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 いずれにしましても、節目ってということで、その年度に65歳、70歳、そういうふうにならないと受けれないということでもあります。ちょっとどうしようかなと迷ってるうちに年度が過ぎてしまったということで、やっぱり受けられない人もいるわけでございますので、その辺をやっぱり考慮していただきながら節目以外でも任意接種の対象として継続をお願いをするものでありますけれども、そういう考えは全くないということなんでしょうか。

近隣で調べましたら、また引き続きやるというところもございました。そういう点で、

やはり希望者の接種をしたいという意に添えるようお願いしたいなというふうに思います。

委員長 健康課長。

健康課長 令和7年に入りましてから定期接種になるということで、その対応としまして2月に入ってからですけれども、対象者が50歳以上の方でまだ接種していない方につきまして、任意接種で対象であった方でまだ希望する方については、3月末までは接種ができるということに対応として今やっております。今後について、定期接種の対象者以外の助成についての考え方ですけれども、この带状疱疹ワクチンの適正な接種時期というのが厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会の中の資料にございまして、これによりますと、带状疱疹の罹患率が70歳代にピークを迎えるということがあります。効果のある年齢としては65歳を開始年齢とするということで、定期接種の開始年齢が65歳になっていきます。それから、予防接種後の発症予防の効果の持続性につきまして、このワクチンの有効とします期間が、予防効果が不活化のほうで、不活化ワクチンが10年、それから生ワクチンのほうが5年という報告があります。ですので、带状疱疹に罹患するピークを考えますと、この定期接種の開始年齢が適正であるという考えから、任意接種の方については65歳にならないと、ということではありますけれども、65歳になりましたら町のほうから接種券を個別にお送りするという形で接種をしていただくというように考えております。それから、定期接種になったということで周知のほうを徹底して、必ず接種していただけるような周知の仕方を、それから啓発、通知を行ってまいりたいと考えます。

委員長 ほかにございませんか。

6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 当初予算概要の19ページからお聞きしていきたいと思います。児童福祉総務一般事業の中でも子育て応援家事サポ事業についてお聞きします。今年度に比べてちょっと予算のほうは減ってるかなと思うんですけども、今年の今までの実績等を教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 子育て支援家事サポート事業の実績であります。今年度、2月現在ですけれども、登録者のほうが34名、合計の利用時間としましては90時間、合計利用日数が56日、合計延べ利用人数としましては27人、実家庭としましては6家庭に使っていただいております。予算の執行につきましては、途中の段階ではありますけれども、年度途中であります17万2,200円で、予算の執行率としては18.3%という状況であります。なお、今年度の予算につきましては、昨年度、実績がちょっと少なかった、今年度もまだ18%というところを見まして、一旦はちょっと予算のほうを少し減らさせていただいたという状況でございます。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 分かりました。この家事サポ事業について、なかなか幼いお子さんを持っているお母さんにお話聞くと、やっぱり困ってるっていうところで、こういう支援があるよってお伝えするとやっぱり知らなかったっていう声やっぱり多くありますので、

ぜひぜひ今も周知のほうをしっかりとやっていただいているとは思いますが、さらにちょっと周知のほうを徹底していただいて、利用につなげていただければなと思っております。また、ちょっとお願いというか、実際利用したいとお問合せの際に、自分がお願いしたい曜日とやっぱりこの日が見えるよってところがなかなかちょっと一致しづらいついていうところもお声は聞いたので、まだ利用者数が少ないっていうところはありますが、実際利用者数のほうが増えてきた際には、ちょっと事業所さんだったりとか対応できる日程の調整のほうもよろしくお願ひいたします。

次に、在宅子育て応援給付金について、大まかな概要等は分かったんですけども、この3,000円と決めた金額の根拠というのはどのようになっているのでしょうか。教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 家事サポート事業の周知につきましては、さらに力を入れていかなければというふうには思っております。ホームページやLINE広報など、あと保育園のほうなどでこれも活用しながら周知のほうをしていきたいと思ひます。また、場合によっては保健センターのほうに開催される検診等に出張していきながらPRしていけたらというふうには思っております。

あと、使えないときというところのことにつきましては、ヘルパーのほうとの調整のかなとは思ひますので、利用が増えてくるようであればヘルパーを増やすといひますか、やっていただくようなところも増やしていけたらというふうには考えております。

続きまして、在宅子育てのほうの3,000円の金額につきましては、誰でも通園制度のほうで、これで今準備してるところではあるんですけども、想定している料金のほうが1時間300円で、月10時間っていうことで300掛ける10ってことで3,000円っていうことで、スタートに当たってはこの3,000円っていうことで特にこの誰でも通園制度を活用していただきたい方々に支援していくっていうことですので、始めとしまして3,000円っていう形で設定させていただきました。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 分かりました。そうしますと、来年度以降、誰でも通園制度は1時間300円で、月10時間の利用を検討していくということも一緒に分かりました。

次に、同じページの子ども家庭センターのほうで、こちら令和8年からスタートするっていうことなんですけども、実際、多分職員さん、役場の職員さんだけでは難しい制度ではないかなと思ひます。その中で、多分専門職等の雇用が必要になってくるかなと思ひますけども、実際、その専門職と雇用計画等がありましたら教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 誰でも通園制度、1時間300円っていうのは、すみません、今のほうからちょっと示されておる金額になりますので、それを踏まえて町のほうで検討していくのかなとは思ひますので、まだちょっと、すみません、国から示されたという金額ではございます。

また、家庭センターのほうの専門的な職員につきましては、様々な方の相談を受けるという意味合いでいろんな専門職の方を雇用していきたいなというふうには考えており

ます。保健師さんだとか、保育士、社会福祉士、心理士さんも、ここだけじゃないですけど、幸田町として、いていただくといいのかなっていうふうには思っております。ということで、そういった形で必要だなというふうには考えておまして、これから始めるに当たって人事さんとも相談しながら雇用の計画という形でお願いしていきたいなというふうに思っておる状況です。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 そうしますと、まだこの職種が必要っていうのはまだこれから洗い出しという感じでよかったですか。令和8年からスタートとなると、やはり4月採用で事を起こすっていうとなかなか専門職に教育機関だったり、こういう職務をお願いしたいっていうのをお伝えするのはなかなか難しいのかなと思うんですけども。

委員長 こども課長。

こども課長 子ども家庭センターにつきましては、一応令和8年度中に開設という形で準備を進めております。人の配置につきましては、遅くとも8年4月には配置していただきたいなというふうには思っております。以上です。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 分かりました。4月には人の採用があり、整ってから開始しようという形になるってことで理解しました。

次に、保育園管理一般事業のパートタイムさん、フルタイム職員さんの人件費のほうが増えているかと思うんですけども、こちら実際保育士の職員数の雇用状況としては充足はできているのでしょうか。教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 保育士のほうで充足できているかということで、保育士のほうにつきましては、いろいろ現場のほうからお子さんの特性があったり大変だということは聞いております。そういうところもありまして、今年ちょっと会計年度職員ではあるんですけども、事務補助員っていう形で現場の保育さん、いろんな事務、保育じゃない事務もございませぬので、そういった意味合いで事務を補助できる補助員のほうを雇用しながら、現場の負担を軽減させながら今ある保育士さんたちでやれることを増やしていきたいというふうに思っております。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 そうしましたら、次、21ページですね。児童福祉施設費の中でお聞きします。ちょっとここには掲載がないんですけども、坂崎児童館のほうの進捗状況、今後の予定等を教えていただきたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 坂崎学区で予定しております新児童館の御質問かと思っております。坂崎学区の新児童館につきましては、現在、豊坂のほっと館のように子どもを中心とした多世代交流施設として進めていけたらなというふうに思っております。特に一つのコンセプトとして中高生の居場所も取り入れていけたらなというふうには思っております。状況なんですけれども、今補助金の検討をしてる中で、デジタル田園都市国家構想交付金っていうものが政権が石破首相のほうに変わる中で、新しい地方経済生活環境創生交付金って

ということで、ちょっと名称だとか、そういった条件が見直されてきましたので、そちらをやっていく中で一番メリットのある方法で考えていきたいなと思っておりまして、来年度、補助金の申請するための準備をして交付決定のほうを受けていけたらというふうに考えております。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 分かりました。次に、児童クラブ委託業務についてお聞きします。児童クラブのほうは直営のほうから委託に変わってくるかなと思うんですけども、その中で、実際スタッフさんだったりとか、利用するお子さんからの何かおやつの方が物価高でとても質素になってしまったというお声をいただいているんですけども、実際、今年度ちょっと物価高もかねておやつ費用等が上がるとか、ちょっと補填していただけるようなことはあるのでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 児童クラブのほうのおやつにつきましては、委託のほうも含めて需用費っていう予算は差がないように考えておりますので、内容的には変わらないかなと、アイデアでいろんなものを買いながら、アイデアで子どもを楽しませていただけたらというふうには思っております。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 分かりました。アイデアでできることもあるかと思うんですが、ちょっとぜひ、ちょっと見直し等ができましたらお願いいたします。お子さんたち結構楽しみにはしているようですが、とても何かどンドン質素になっているというお声をお聞きします。

次に、直営から委託になることでのメリット等ありましたら教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 おやつ予算につきまして、そういった声があったということ踏まえまして、また予算のほうを協議していきたいと思っております。

また、民間委託のメリット等につきましては、今はちょっと課題が多いついていうところがございまして、ブロック長っていう形で頭を作っておるところでありますけれども、高齢化だとか、あと、人の配置、支援のほう、人の確保になかなか町のほうでは苦慮している、また、直営の支援員のほうになかなか研修までしっかりさせられていないっていう状況がありまして、そちらのほう、こども課のほうの職員のほうの負担にもなっております、時間外だとか、時間外勤務が増えたり、子どものほうにちょっと影響も出たりすることを懸念されますので、今の体制を見直していきたいということでちょっとさせていただいております。メリットとしましては、委託になることによりまして、研修のほうもいろんなお子さんがいらっしゃいますので、そういった研修も力を入れていけるということもございまして、委託のほうにしていきたいというふうに考えております。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 分かりました。児童クラブとして保護者さんたちは、やっぱり働いている親としてはしっかり見ていただけて安心していただく場所ではありますので、適切な

運営のほうをよろしくお願ひいたします。

次に、健康のまち推進事業についてお聞きします。健康こうた21の予算のほうが減ってるかなと思うんですけども、本年度やられた内容と来年度の実施予定を教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 それでは、7年度の事業のことにつきまして御説明させていただきます。令和7年度の実施事業につきましては、こうた健康マイレージ、健康づくり講座を実施いたします。このこうた健康マイレージにつきましては、今までは紙で、チャレンジシートという紙を使っておりましたけれども、7年度からはアプリを活用して事業を行ってまいります。それから、各種健康講座を開催いたしまして、内容といたしましてはウオーキング教室ですとか、ラジオ体操の講座ですとか、栄養予防の講座を開催いたしまして、健康づくりに取り込む動機づけをいたします。6年度と7年度につきましては、同じように二つの講座を、マイレージの活動と、それから健康講座の教室を6年度、7年度行ってまいります。6年度の活動内容につきましては、今資料が手元にございませんで、後ほどお答えさせていただきたいと思ひます。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 分かりました。紙からアプリ化することで、その経費の削減が上がってきたのかなというところで認識しました。

次に、23ページに移りまして、母子保健事業についてお聞きいたします。この中の利用者支援事業の内容を教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 利用者支援事業についての御質問にお答えいたします。利用者支援事業につきましては、妊産婦に寄り添う相談事業になります。この事業につきましては、令和4年度から出産子育て応援事業として実施しておりました伴奏型相談支援事業が令和7年度以降につきましては、児童福祉法において制度化されます。名前は変わりますが、同趣旨の事業として引き続き相談支援事業を行うものでございます。事業の内容としましては、妊産婦の相談、面談を実施するものでございます。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 分かりました。伴走型支援事業が名称が変わったということで理解しました。

次に、産後ケア事業についてお聞きします。こちら確か次年度から負担額のほうが多分国2分の1、市町村2分の1から多分県費のほうが入る予定となってるかなと思うんですけども、何か利用者の利用料金だったりとか、あと、事業者への委託料等に変化はありますでしょうか。というのが、事業者のほうから、実際ちょっと事業者さんのお声をお聞きしますと、委託料自体は額面とすると結構世間的一般的に見られると結構高い金額だなと思われることが多いんですけども、やっぱり専門職、保育士だったり、専門職の雇用だったり、あと、食事等、手間等を考えますと、実際経営をしてる方からちょっと経営難の声をとてもお聞きしまして、実際本当は保育士をお一人雇用したいところをなかなかできないだったりとか、受入れとか、双子など多胎を受けたいけれども、や

っぱり一人、専門職一人では難しいのでお断りしているというお声をお聞きしました。そこで、この点で委託料等、本人の利用者の負担等の変化がありましたら教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 産後ケア事業に関して補助金等の率が上がったので委託料、それから委託料等に変化はないかという御質問にお答えさせていただきます。まず、産後ケア事業者への委託料につきましては、利用料金設定の変更をいたしました。1泊2日の宿泊型というサービスとデイサービス型というサービスがありまして、1泊2日の宿泊型の3万2,000円、それからデイサービス型が1日1万2,000円となっております。これの金額につきましては、食事代が含まれて3万2,000円、1万2,000円となっておりますけれども、こちらを令和7年度からは食事を除いた委託料として3万2,000円、1万2,000円という委託料に見直しをしております。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 分かりました。近隣市お聞きすると、やっぱりちょっと幸田は食事を込みだったというのをお聞きしていたので、ちょっと近隣市に近づいたのかなと思います。実際、多分産後ケアを受けていただける事業者さんが出産ができる産院さんと産後ケア専門でやっている助産院さんとあるかなと思うんですけども、実際産後ケア専門でやっている助産院さんのほうですと、確か病院、産院さんのほうで、病院ですと生後4か月以降は受入れができていないところを4か月以降のお子さんも受入れ等をしていただいておりますので、その分やはり人件費、保育士だったりとか手間等もかかってくるという中で、なかなか経営難で疲弊してるところもありますので、ぜひ委託料については今後も検討をお願いいたします。

次に、妊産婦タクシー事業についてお聞きします。一般質問の中で、実際利用したい方とのちょっと利用基準との乖離があったかなと思うんですけども、来年度は利用基準の緩和等はあったのでしょうか。教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 産後ケアの委託料につきましては、事業者さんには食事代を御負担いただくところで同じ金額、3万2,000円だったところを食事代を除いたということで事業者さんへの負担は減っていると考えております。この産後ケア事業者への委託料につきましては、また、近隣市町を研究をしまして、実情に合わせてまた見直しをしていきたいと考えております。

それから、妊産婦タクシーについての利用基準についての御質問かと思えます。こちらにつきましては、7年度から利用基準を緩和する予定でございます。利用できる期間と、それから利用範囲、行先を拡充する予定です。

委員長 ほかにございませんか。

1番、藤本委員。

1番藤本和美委員 予算書の85ページ、歳出です。自殺対策強化事業です。こちら10万円の予算が付いてるんですが、平成29年から令和3年の5年間、各3人ずつ自殺された方がいらっしゃって、令和4年になりまして8人というふうに報告を見ました。この10万円

の中でどのような内容を行っていくのかお聞きします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 自殺対策の事業でございます。令和7年度につきましては、この10万円を使いまして若い世代に対する自殺防止というようなところも含めまして講演会のほうを予定しております。幸田高校での講演会の謝金ということで予定をしております。

委員長 1番、藤本委員。

1番藤本和美委員 内容確認いたしました。こちらの令和4年8人だったという結果についてなんですけど、何か分析ですとか、どのようにしていくかっていうことは考えられてますでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こちらの8人という数字に関しましては、町のほうですね、自殺対策の推進会議ということで開いておりますので、数字的などところに関しましては、把握のほうをさせていただいております。中身のこの8人というところに関して、その内容の分析というものをさせていただきまして、今回、この8人のうちに女性の方も久しぶりにっていう言い方したら大変失礼かもしれませんが、中にはおみえになりました。そういったことも含めまして、その幸田町における特徴というところもでございます。その推進会議の中で関係する方々に、この内容を周知して、それぞれの事業所等、またそれぞれの立場で対策の等をお願いしてるような状況でございます。

委員長 1番、藤本委員。

1番藤本和美委員 続きまして85ページの昨年ですね、子ども食堂の支援補助金があったところなんですけど、これの記載はないんですけども、補助金が引き続きあるのか、また内容についてお聞きします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こども食堂の支援補助金につきましては、引き続き、実施のほうさせていただきます。こちらにつきましては、昨年度も一部ですね、もう少し支援のほうということをお話をいただいております。その中で、実施されている団体ごとのバランスというものを考慮いたしまして、今までどおり基本的な部分として、従来どおり基本額を5万円という形で設定のほうさせていただきまして、それに加えるような形で、前年度で無料で食事を提供した子どもの参加人数掛ける100円ということで上限5万円ではございますが、その分を次年度から加算させていただくような形で、今、進めていこうと思っております。

委員長 1番、藤本委員。

1番藤本和美委員 それから、岡崎市のこども発達支援センター運営費負担金についてです。こちら幸田町の子どもも利用しているということですが、利用者数ですね、それから運営費負担金の内訳というか、そういったものも教えてください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 岡崎市こども発達センターの運営費に関してでございます。こちらのほうにつきまして、発達の心配がある子に対して、相談、医療及び支援を総合的に提供する岡崎市のこども発達センターを幸田町の子ども、また保護者の方も御利用いただけるという内

容でございます。こちらの運営経費の負担金につきましては、もともとセンターを新しく作った際の新築全体部分の運営費といたしまして、こちらにつきましては、約970万円、それから発達センターの既存、もともとあった施設に関しての運営につきましては、約130万円、その中にあります相談センターというものがございまして、そちらについては120万円、実際に支援を行うところにつきましては500万円、中に医療センターという医療を実施する施設になりますと約900万円のほうが、計上の内訳となっております。利用人数につきましては、今現在、把握しているもので令和7年1月現在ではございません。これは通所の関係のものになりますけれども、単独のお子さんが通所する発達支援センターで、わかばというものがございます。そちらにつきましては、幸田町の契約者は、お一人という形です。全体では55人ということでありまして。親子で通所する、めばえというものに関しましては、全体で123人中、幸田町は8人、つばさという保育の後に療育を受けるというところで全体で127人中4人、これはわかばのほうで受け入れられない分をサテライト的に受けれる、むつみという児童発達支援センターがございます。こちらにつきましては、29人中6人の方が幸田町のお子さんが利用されている状況でございます。

委員長 1番、藤本委員。

1番藤本和美委員 89ページの在宅子育て応援金給付事業です。今までの質問の中から、また別の質問をさせていただきます。本来、国がやるべきことを愛知県で率先して本町が行うすばらしい事業かと思えます。今回の想定対象者33人に対してですが、どのように給付の連絡をされるのか、お聞きします。

委員長 こども課長。

こども課長 周知につきましては、対象者がこの人だって、ずばり町のほうでは、ちょっと資料がございませんので、ホームページやLINEで周知させていただいて、申請のほうにですね、申請していただいて給付のほうをしていきたいと考えております。周知のほうは、力入れていきたいと考えております。

委員長 1番、藤本委員。

1番藤本和美委員 周知のほうを、よろしく願いいたします。今回ですね、年少さんから年長さんの年代ということで、岡山県の奈義町をそちらを見て、こちらを参考にされたということをお聞きしたんですけれども、奈義町のほうは生後7か月から4歳まで、ひと月子ども一人15,000円という、かなり住民一丸となった子育てしやすい町をされているということです。できれば、こういった未満児ですね、3歳未満児にも拡充していただきたいと思えますし、今、お母さんたちがですね、働かなくてはいけないっていう風潮にかなり苦しんでるって方、お声たくさんいただいています。是非拡充をお願いいたします。続きまして、91ページ保育園管理一般事業です。昨年、外国人事務補助員派遣業務ありましたが、7年度はどのようにされるかお聞きします。

委員長 こども課長。

こども課長 在宅子育て応援の拡充につきましては、今回ですね、まずは始めることが大切かなというところで、予算厳しいところもあったんですけれども、いわゆる年少さんから年長さんまでの年代を対象とさせていただきますけれども、また範囲、給付額につ

きましては、この将来的にはですね、拡大も必要かなというふうには思っております。もう一つ、外国人の事務補助員の件ですけれども、少々お待ちください。こちらのほうはですね、日常の中で自然に外国人にも触れられるっていうところの目的と事務補助という目的でやらせていただいておりますけれども、外国人に触れられる現場的には外国籍の方の保護者対応といった一定の効果はあったとは考えておりますけれども、事務補助員といたしましては、やはりまあちょっと日本語で指示するっていうことが、なかなか難しいところもありまして、こちらのほうにつきましては、今現状、園長、園長補佐等の事務のほう、財務会計だとか書類事務だとか、負担が大きい中、こちらの外国人ではなく事務補助員っていう形で日本人の事務職員を会計年度という形で雇用しまして、計画としては2園に1人の割合で配置して、保育士の事務のほうを補助していくという形で見直していきたいというふうに考えております。

委員長 1番、藤本委員。

1番藤本和美委員 理解しました。ありがとうございます。そうしますと、保育園管理一般事業のパートタイム会計年度任用職員報酬等で事務員さんが2園に1人、こちらに付くかと思いますが、2園に1人ということでその事務員さんがどちらに出勤されるというか、どういうローテーションで働かれるのか、お聞きします。

委員長 こども課長。

こども課長 どこの園に行くというのは、これから予算をお認めいただきましたら、広報等で募集をしていきたいと考えております。どこにというのもありますけれども、これから考えていきたいなどは思っておりますけど、まずはまあ菱池保育園等から配置しながら何がやっていけるっていうところも、いろいろ考えながら、やっていけたらなっていうふうに思っております。

委員長 ここで途中でありますけれども、10分間休憩といたします。

休憩	午前	10時47分
再開	午前	10時57分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

委員長 健康課長。

健康課長 先ほど岩本委員のほうから、御質問がありました令和6年度の事業について、お答えさせていただきたいと思っております。健康こうた21の計画の中で6年度につきましては、第3次健康こうた21計画の策定を行っております。それから、策定委員会、それに関わります策定委員会を2回、ワーキング部会を4回、講演会を1回、それから健康マイレージと健康講座を同様に行っております。

委員長 1番、藤本委員。

1番藤本和美委員 95ページ新型コロナウイルス予防接種、健康被害、医療費医療手当です。396万ということで認定されたものを載せていらっしゃるからお聞きしました。一人当たりになると、こちらが2人ということでしたので、一人当たりの高額な医療費で大変な症状かとお察しいたします。こちらですが、現在ですね、まだ認定前のもの、申請したものの認定されてないものですか、相談中のものですか、体調不良の方が申請されるのはかなり大変だと聞いてますので、来庁できないような方に対して、体調の悪い方

に配慮しているのか、お聞きいたします。

委員長 健康課長。

健康課長 この新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費に関して、こういった方に対して配慮しているかという御質問にお答えさせていただきます。まず、この給付金につきましては、こういう健康被害があるよという方から、相談があった場合に、その書類の申請等の説明、それから流れ等を健康課の職員で説明を行うという流れになっております。それに関してましては、相談があった場合で、分からない場合は県に問い合わせ、それから国のほうの動向、資料を見ながら、相談があった方に説明を行っております。

委員長 1番、藤本委員。

1番藤本和美委員 現在ですね、認定前の申請中のものですか、相談中のものがありますでしょうか。件数をお聞きします。

委員長 健康課長。

健康課長 現在につきましてですが、2月末の状況で申し上げますと今のところ、認定相談についてはない状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。

13番、笹野委員。

13番笹野康男委員 予算概要の16ページの社会福祉の総務の関係であります。要するに子ども食堂の関係、先ほど藤本委員のほうからあった話なんですけれども、去年は予算を載っとるけど、載ってないよと今年は。だけでも、運用しているよと、出すよと上限で5万円出すよと、こういう話で去年も4件でしたよね、これ、確か。4つの団体の補助金として20万上がっていた、来年度どうなってくるか、ちょっと余分になってくるのかなと。使用人数によって変わってくるよと、こういう話であったわけでありましてけれども、多い子ども食堂ですと要するに200人、150人の子どもが集まって、食事を提供していると、こういう状態。もう一件、私が知るところでは、70から80人の子どもたちのために食堂をやっていると、こういう話であるわけでありまして。NPO法人とか、個人的なこともあろうかと思えますけれども、実際問題、この子ども食堂に関して、行政として、幸田町として、基本的考え方を私は聞きたいなと思うわけです。もともと、子ども食堂というのは、食事で困難な方、子どもたちにとこういう発想の元でできてきたのかな、食材の余ったのを使ってと、こういう話もあるわけでありましてけれども、そこらの点を福祉課として、どういう基本的な考え方で今後、子ども食堂を扱っていくのか、対応していくかということ、私は聞いておきたいなというふうに思います。これは横田課長の考え方だけでもいいですし、一つお聞きしたいなというふうに思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 子ども食堂の考え方についてというところでございます。今、この運営に関しましては、要綱のほうを定めさせていただきまして、無償で子どもに食事を提供させていただきまして、孤食の解消、また食育の推進及び、社会交流の場となる役割を果たす拠点というような位置づけでさせていただいておりまして、先ほど委員も申されましたとおり、貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するためというような形で、子ども食堂のほうを支援させていただいているところであります。町内において今、4か所で運

営をされております。人数のお話ありましたので、速報値ではありますが令和6年度の状況をお伝えさせていただきます。愛恵協会につきましては全体で140人中、お子様が77人。こうした環境ネットワークの運営が全体で98人のところ16人の子ども。大きなところで、未来食堂というところがですね、3,720人のところ子どもが1,729人。子ども食堂 in 幸田につきましては全体で、2,241人のうちお子様が870人というような形でそれぞれの団体においてできる規模というような内容でやっていただいているところでもあります。これだけ、大人数というところもありますし、今、少しずつこの子ども食堂というものが広がってきているというところも含めまして、今年度、来年度予算におきましては基本的には5万円に加えて上限5万円というような形で取り組ませていただいているところでもあります。やはり、地域共生というところが、福祉において大きなテーマになっているところでもありますけれども、やはりここで運営をされている方々というのは、多くの方がボランティアだと思っております。大変、こう多くの方が来ていただけているというのは励みになっている部分もありながら、やはり食材の高騰だとか、そういった部分もございますので、一部そういったところをですね、広める、行政の今、目標としている部分に関して、できる限りですねの支援をしていくことが必要なのかなというのを感じております。ただ、際限なくというよりは、一定の基準を設けて支援させていただくというところが今回の制度として設計させていただきました、全体で上限10万円というところが近隣市の状況等を見ても、ここが今のところかなというふうに感じているところでもあります。

委員長 13番、笹野委員。

13番笹野康男委員 確かにこう大勢の子どもたちが集まって、親御さんもみえる場合もあるんですけども、まあ大体子どもが中心でと、こういう話の中で、こうボランティアで、こう食事を作って見える、本当に頭が下がる、敬意を表したいと思うんですけども、思うんですけども、果たしてこのままこういう形でやっていいものかどうかちゅう問題。例えば、場所的な問題。経費的な問題等々いろいろな問題が、今後起きてくるじゃないのかなと、こういう感じがしてならんわけであります。そうしたときに政府自体も推奨しとるような状況にも見えるわけであります。ただ、食材に関して、非常に残渣の問題、残り物の問題等々で、要する保健的なこと、保健所絡みのことに関して、非常に何か事が起こった場合にどうなっていくのなかという感じがしておるんですけども、そういう場合は、ちゃんと保険を掛けているから大丈夫ですよと、こういう話も私聞いておるわけでありまして、本当にこう100人、150人、200人の子どもが夕方集まって、食事をすると、子どもたちの支援といいますか、コミュニケーションにとっては悪くないのかなとは思いますが、果たして親御さんたちが、そういう子ども、食べ行っておいでんと、あそこは無料で食べれるよと、こういう考え方が果たしていいかどうかちゅう問題に関しては、非常にづらいなと、考え方自体がづらいなと、こういうふう思うわけであります。そして、今、子ども会自体も正直言って人数的に少なくなってきた、入らない家庭が多くなってきたと、その中でそれじゃあ子ども会自体もそういうことに関わっていくのかいかなのかちゅう問題とかね。いろいろ、問題で子どもを中心に考えたときには、何かコミュニケーション図るためには、何か事をなし

てくちゅうことはいろいろな事業で私は必要かなとは思いますが、思うんですけれども、子ども食堂に関してはどうも、このまま進んでいっていいのかどうかちゅうのが疑問視してならんわけですけれども、私も結論はよう分からないんですけども、そこらの点、まあ取りあえずの間は、行政も今回、来年度は上限10万円で行くよと、補助金を出していくよと、こういう話でありますので、今、運営してみえる方は非常に有り難い、こういうふうに思っていることは間違いないだろうかと、こういうふうに想定するわけですけれども、ちょっとこの一年間、7年度ちょっと私もしっかり見させていただこうかなと、こういうふうに思いますけれども、そういう点で課長のほうも、ちょっとしっかりこう見とってほしいなというふうに思いますけれども、よろしくお願ひします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 ありがとうございます。食材等につきましても、ボランティアの方々のまた地域の方の御支援等があつて、運営されていることとは思っております。その中でですね、実際に作業というか、提供されるボランティアの方々も一定の限界っていうところもきつとあろうかと思ひます。まあそういったところをバランスを見ていながら、私たちも可能な限り現場等見させていただいて、現状だとか、またお声を聴いていながら、また現状においてこういうような金銭的なところではありますけれども、支援のほうはさせていただきながら、現状見させていただきたいというふうに思ひます。

委員長 町長。

町長 子ども食堂につきましては、私も推進したい考え方であります。もともと、貧困のためというテーマがありましたので、そういった子どもたちに、やっぱり学校の給食から外れた休みの日に、全く郊外で親からただお金を渡されて、一人遊園地で遊んでるっていうような子どもたちもいるということを知り、そういった子どもたちが何らかの形でコミュニティーを取りながら、食事をやる発想が今、全国的に展開されてきて、もちろん民間が主流になっているというのはあります。いろんな話を聞いて、子ども食堂を展開されている東大の先生で、特にそういう有名な方もみえるんですけど、お話の講演行きましたところ、やっぱり貧困というものをテーマに子ども食堂をやると、やっぱりその子どもがそういう自覚になってしまつて、行きにくかつたり、何か後ろめたい雰囲気は絶対作っちゃいけないということを知ったときに、やっぱり反省点だと思ひまして、私も地域の課題可決で笹野委員言われましたように、あまりにも大きな構造になると地域課題解決というのはいろんな人の取り組みを今は、上限額があまりかからない程度で助成して、それぞれの地域の活動を何とか援助したいなというのが考え方ですけども、やっぱりやつてるのが食堂でやつてる、フードロスのためにやつてる居場所づくりのためにやつてる、いろんな目的がある子ども食堂の方々がみえるので、でも熱心に本当に考えられているので、うまく仕組みを作っていくのが私の仕事だと思つてますけれども、あまり大がかりになっていくことになりますと、食堂の保健所の問題だとかいろんな問題が絡んでくるので、この辺はまだ地域課題解決型のやっぱりそれぞれの人たちの取り組みをもう少し、もう今4つか5つぐらいをやつてみえるので、こころを応援しながら、今、言われたようにいろんな指摘をうまくクリアできるような要綱改正に努めていながら、子ども食堂の在り方をですね、最終的に令和8年度ぐらいまでには

突き詰めていきたいと思えますけども、今、頑張ってくださいの方々には、なるべく支援したいというのが考えであります。

委員長 ほかにございませんか。

健康課長。

健康課長 先ほど、藤本委員のほうから御質問がありました新型コロナウイルス予防接種健康被害の状況につきまして、相談、申請があったかという御質問に訂正をさせていただきます。2月末の状況で申請はありませんが、相談が1件ありましたので、訂正をさせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、ここで暫時休憩とします。

住民子ども部及び健康福祉部の部課長は退席し環境経済部、建設部及び上下水道部の部課長の出席を求めます。

休憩 午前 11時13分

再開 午後 11時16分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは引き続き、第26号議案、令和7年度幸田町一般会計予算の環境経済部、建設部及び下水道課の所管における歳入歳出についての質疑を許します。

9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 それでは質問させていただきます。まず、環境課の関連の質問でございます。当初予算概要23ページの一般廃棄物収集処理事業で、広域ごみ処理施設計画支援事業費、負担金、1,175万6,000円であります、これに関して質問させていただきます。この事業の内容について説明をお願いいたします。

委員長 環境課長。

環境課長 この事業にいたしましては、岡崎市、西尾市、幸田町の2市1町で構成された岡崎西尾地域広域化ブロック会議で、現在、西尾市のクリーンセンター敷地に広域ごみ処理施設を建設するということが決定し、その建設する事業にかかる幸田町の負担金であります。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 令和7年度の負担金、令和7年度ですね、の1,175万6,000円のこの内容について説明をお願いいたします。

委員長 環境課長。

環境課長 令和7年度の負担金の内訳といたしまして、令和7年度で実施する事業の全体経費の幸田町負担分であります。主な事業の内訳といたしましては、管理棟解体工事、この工事の施工管理業務、土壌調査業務、土壌改良業務、第二期地域計画の策定業務などであります。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 はい、分かりました。管理棟解体関係も幸田町負担分ということになります。今後の広域ごみ処理施設計画の現在の進捗状況と今後のスケジュール、これについてお願いいたします。

委員長 環境課長。

環境課長 現在の状況につきましては、西尾市一般廃棄物中間処理処理施設整備運営事業者選定委員会で専門家と三市町の部長級の職員で構成された委員会でありましても、こちらで事業者選定にかかる内容を審議していただいております。また、建設予定地におきましては、新処理場を建設するために、現在の管理棟を解体する準備が進められているところであります。西尾市の事務局からはスケジュール通り、順調に進捗していると報告を受けておりますので、計画どおりに令和12年7月の供用開始ができるものと考えております。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 ありがとうございます。まあ、順調に進んでいるということでございます。次に、公共施設地区生ごみ堆肥化事業ということで、これは当初予算概要23ページでございます。生ごみ堆肥化事業というところで、この事業の目的と内容について説明をお願いいたします。

委員長 環境課長。

環境課長 この事業の目的におきまして、この事業の151万円には2事業ありまして、公共施設生ごみ堆肥化処理業務委託料と生ごみ堆肥化業務委託料でありまして、いずれも燃やすごみのうち水分が多く、非常に比重が大きい生ごみを堆肥化することで燃やすごみの減量化と処理する際の二酸化炭素の排出削減に効果がある取り組みであります。また、本町は一般廃棄物処理施設を持たない町でありますので、特に燃やすごみ量を減らすために、生ごみを燃やすごみから取り除く、水分をなるべく少なくしたいということが非常に重要な課題となっておりますので、それを目的とした事業であります。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 分かりました。幸田町ではですね、生ごみをはじめとする燃やすごみはですね、町の委託業者として、幸田町衛生協会が出資して岡崎市中心クリーンセンターへ運搬して整理していますが、今、この説明があったですね、本町の公共施設である役場とか消防署、保育園、これらのごみですね、生ごみ、それから、聞いたところによりますとですね、里区で排出する生ごみと、こういったものをこれを別で収集してですね、堆肥化を実施しているのですが、こういった別個でやっている理由について伺いしたいと思います。

委員長 環境課長。

環境課長 この2事業につきましては、処理することが目的ではなく、生ごみを堆肥化することを目的としております。生ごみを削減することにつながるものであります。これにより燃やすごみを削減することとなっております。里区につきましては、過去から生ごみの堆肥化に御協力いただいている長い歴史があり、ごみの減量化の取り組みとして継続的に実施していただいております。内容につきましてはですが、公共施設につきましては、社会福祉法人くるみ会を委託先といたしまして実施しております。公共施設は保育園、消防署、役場の10か所から回収しております。堆肥は法人で販売され、利用者の報酬や堆肥化にかかる経費に充てられております。里区につきましては平成12年2月から町内6地区でスタートしました生ごみ堆肥化処理実験として開始した事業でありま

す。現在は里区のみで、継続して実施していただいております。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 分かりました。実は私はちょっとこの処理事業、処理はですね、岡崎市のほうで処理すると幾らかって計算したら、随分安く実はできるわけでありまして、まず10数万っていうことは、ちょっと私も試算しましたがけれども、それに比べりゃ随分高い費用でやってるということでありまして、こういった幸田町が公共施設である、今言ったような保育園とかですね、消防、役場のこういった生ごみを堆肥化する事業を取り組みをしているということと、それから里区については、これまでの経緯で、経緯って言うかですね、これまでの経緯で継続的に実施されるということで理解いたしました。次に質問いきます。当初予算概要25ページ、農業人材強化総合支援事業の費用、補助金がございます。これあの実は経営開始資金とそれから、とですね農業、実は3種、3つありますので、これ順番に質問してまいります。まず、この農業人材強化総合支援事業補助金について、この事業の目的と内容について、説明をお願いいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 ただいま御質問のありました農業人材強化総合支援事業の補助金、経営開始資金のほうでございます。こちらのほうについては、新規で幸田町で就農する方に対して、農業が軌道に乗るまでの間、補助をする制度ということになります。経営開始資金のほうについては、令和4年度から始まった制度であり、年間で150万円を一人当たりになりますが、3年間交付するものであります。その下にですね、もう一個括弧書きであります、農業次世代人材資金のほうについては、こちらは名前のほうが変わったということになるんですけど、令和3年度までの名前のほうになりますので、制度の内容としては同じものというものになります。ただ、令和3年度までは5年間において、150万の補助を受けられる、新制度のほうの経営開始資金のほうについては3年間で各150万の補助を受けられるという制度になります。過去採択においては3年間ほど言いますと、令和4年度については2件で300万、令和5年度においては2件で300万、令和6年度においては3件で450万ということではありますが、本件に対しての過去であります、不採択となった案件はございません。なお、補助率については国の100%補助となっております。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 今、経営開始資金と農業人材、農業次世代の2点について説明だったと思いますが、これの応募の資格条件についてお聞きいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 応募資格要件ではありますが、幸田町で新規で就農する方ということが、基本ということになります。なお、青年等就農計画といいまして、就農から5年間の就農を自立するまでの計画を出す必要がございますので、その計画のほうを出した方については対象となります。先ほど、すいません一つ落ちてました。3つ目のサポート体制構築事業の1,800万のほうでございますが、こちらの制度のほうも国の制度、国の補助金ということになりますが、こちら新規就農者の就農支援施設、ハウスなどを整備することを目的として補助金を出すものであります。こちらの補助金についてであります、

基本的には国のほうが2分の1、幸田町のほうが4分の1、それから、実際の新規就農者の方が4分の1という負担割合となります。こちらのほうの条件といたしましては、JAあいち三河、農協のほうが行っておる新規就農者を対象とする、いちご塾っていうものがあるんですが、約一年間でありまして、いちごの研修期間の受講を受けていただき、それに卒業された方が対象ということになっております。この案件についてですが、令和5年度に1件、1,148万円を支給しておるものということで、令和6年度についてはございません。令和7年度でまた1件ですね、いちご農家の新規就農を見込んでおりますので、計上しておるものであります。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 それぞれの具体的な実績の事例について。教えていただきたいと思えます。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 事例ではありますが、新規就農の農業の枠っていうことでよろしかったでしょうか。主にはやはり、いちご農家が多いっていうのは現状であります。そのほか、なすの生産者、新規就農者であります。現在この補助金を受けている中では、その2件かと思われる。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 ありがとうございます。かなり、・・・いずれもかなり活用されてきているということが分かりました。もっとですね、国の補助金っていうのが使われてるっていうことでありますので、もっとどんどん活用していただきたいと思うわけです。こういった補助金があると、こういった制度があるっていうことについて、どのように周知されてるんでしょうか。お伺いいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 この補助金の制度のほうでございますが、それぞれ各柿部会ですとか、なす部会、いちご部会それぞれ団体の部会がございますので、部会のほうで各部総会などの開催の際に、情報提供はさせていただいております。なお、JAあいち三河農協のほうとも情報共有をいたしまして、新規就農に関わる方がおった場合については、こういった制度がありますということでPRはさせていただいております。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 ありがとうございます。どんどんこうPRしていただいて、どんどん使ってもらえるように、よろしく願いいたします。それから、この当初予算概要25ページにあります、産業活性化プロジェクト補助金ですね、これ800万円っていうのがございますが、この事業の目的と内容について、説明お願いいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 産業活性化プロジェクト補助金の800万の予算計上のほうでございます。こちらのほうについてはですね、町内の補助で農業における国、県の補助では、手の届かない、補助がないような少額の新しい取り組みに対して、迅速に支援を行うものということで、令和6年度から手がけた補助制度のほうでございます。近年ですね、農業者から要望、相談のあるものということで、非常に物価高騰などでコスト削減ができない

等々のことの相談がございます。それから、環境負担軽減の農薬の切り替えなど新しい取り組みなども実施している農業の農家の方もおみえとなりますので、幸田町単独、これは国、県の補助があるものではありませんが、単独で補助のほうを行っております。内容については全部で6項目ございまして、まずは新規就農の方、それから農作物等販売促進ですね、販売を向上させるような取り組み、それから農産物等の開発、4つ目として経営改善、5つ目として環境推進。6つ目で耕作放棄地の活用ということで、それぞれ申請出してもらったものの2分の1を補助するという制度でございます。上限額については、団体は50万、個人については20万円までということで上限を設けております。この6年度からの新規でありまして、現在のところ22件の申請があり、476万7,677円を執行しておる状況であります。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 分かりました。それとですね、この制度の応募の条件ですね、どんな条件があるのか教えていただきたいと思っております。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 条件ということでございます。基本的にはですね、一般の方が対象になるというものではありませんので、農業経営者に対して補助をするものということになりますので、お願いいたします。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 分かりました。農業経営者、これは兼業農家じゃ駄目なんですか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 兼業農家でも対象にはなるんですが、主たる経営というんですかね、主たる経営が農業の方に限らせていただいております。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 分かりました。この制度はですね、非常に応募が多いということで採用が非常に容易だということでもあります。このまだ補助金800万円ってということで、まだ、半分よりちょっと多めなんですけども、既にこれだけあるわけであります。まだ余裕がありますので、もっと多くの方に応募してもらえるようにですね、PRをしっかりとお願いしたいなと思っております。それから、次にいきます。議案説明会資料25ページですね。産業振興課の関係です、これも。矢作川総合南部地区土地改良施設突発事故復旧作業と、これについて質問させていただきます。これ5億4,143万6,000円と非常に高額でございます。過去の漏水事故ですね、これについての説明をお願いいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 過去の漏水事故ということでございます。矢作南部土地改良区連合が管理する12.8キロの矢作川総合南部幹線水路の漏水事故のほうでございますが、直近この10年間で18か所の漏水がありました。特にちょっと今年度がいろいろとたくさんありまして、今年度については6か所での漏水が発生している状況です。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 分かりました。最近ですね、非常に多くの漏水があるということが分かります。この漏水事故が最近多発している原因ですね、これは何が原因か分かっていた

ら教えていただきたいと思います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 その原因のほうでございしますが、これは確定ということではなく推測ということでお答えをさせていただきます。埋設管の老朽化が、ほぼ原因だというふうに思っておりますが、設置のほうが昭和45年から63年に設定をされておりまして、もう老朽化、40年、50年が経過しておるものが漏水しておるところが多いかなというふうに思っておりますので、老朽化と思われま。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 分かりました。老朽化ということであります。本町ですもんね、こういったまだ漏水事故未対策管っていうのは、どれぐらいあるんでしょうか。全体がどれぐらいあるのかっていう、そういうのでちょっと説明の割合でお願いいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 すいません、割合ですか。ちょっと質問のものがちょっと分からず、申し訳ございません。今の御質問はもう一度聞いてもよろしいですか。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 漏水対策をしてると思いますけど、こういった今、いつこういうことが起こるか分からない状態じゃないですか。そういった管がどれぐらいあるのか、それを。未対策の管、どれぐらいあるのか、その割合を教えてくださいたいと思います。よろしいですか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 その漏水に対する対策ということによろしかったでしょうかね。対策ということですが、近年ですね、本年も含めて、大きな漏水は2か所、芦谷区、それから桐山区のほうでありました。その漏水の管、漏水があったところは当然、老朽化もあるんですけど、一部ですね、FRPM管っていうですね、その当時、使っていた農水管があるんですけども、そちらのほうがちよっと、この幸田だけではなく、いろんなところで漏水しておるとい状況があります。そのFRPM管であります、この幸田町内ですと、緊急的に改修が必要な区間ということで、国のほうが定めておりますが、幸田町の中で1.54キロの区間において、突発事故復旧ということが、現在見込まれておりまして、今年度ですね、0.56キロ、まあ500メートルぐらいになりますが、5.4億円のものが採択をされまして、今年度の末までに完了をする予定であります。来年度において、残りの0.98、まあ1キロぐらいになりますけども、こちらのほうも採択されるように国と調整をして、令和8年度内に完了するように要望をしまるところでございます。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 一つちよっと、この件に関しての質問ですけど、これの修理費用ですけど、これは町の負担があるんでしょうか。お伺いします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 この負担金割合のほうでございしますが、国のほうが66.6%、県のほうが30%、幸田町の負担で3.4%ということでございますが、幸田町負担の中の3.4%のうち、7割

が幸田町、残りの3割が西尾市、西尾市もこの農水管を使っておりますので、西尾市さんも30%の負担ということになります。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 5億4,000万のうちの大体1,000万ぐらいということですね。ちょっと頭の中で計算しましたけど、まああの分かりました。それで、まあこの未対策部分についてですね、これいつ起こるか分からんという管だと思いますので、早く改修するようですね、強く要望していただきたいと思います。以上、この件については以上です。それから最後、もう一つ質問させていただきます。予算概要の25ページですね。建築物耐震改修促進計画中間見直し業務、これに430万について、質問させていただきます。この事業の目的と内容について、お伺いします。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 建築物耐震改修促進計画中間見直し業務、430万円についてであります。現計画の幸田町建築物耐震改修促進計画につきましては、愛知県建築物耐震改修促進計画等を上位関連計画とし、耐震改修促進法に基づき、本町における住宅建築物の耐震化及び減災化を促進するための計画として、令和3年度から令和12年度を計画期間として策定をさせていただいております。今回、本業務において、中間年次である令和7年度において、中間評価を実施すべく、総務省からの5年ごとに公表される住宅土地統計調査の結果を踏まえ、耐震化率を算出し、現況分析等を実施するとともにですね、年度計画の後半に向けて、さらなる耐震改修の促進を図る取り組みの必要に応じてですね、見直しを図っていくということが目的であります。

委員長 ここで、途中ではありますが、昼食のための休憩といたします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩	午前 11時47分
再開	午後 1時00分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 それでは午前中に続いて質問させていただきます。

1問目は終わりましたので2問目から質問させていただきます。

本庁の建築物の現在の耐震化率ですね、これはどれくらいなのでしょう。分かっているようであれば教えていただきたいと思います。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 現在の耐震化率につきましては、明確な数値は把握していないのが現状であります。今回の中間見直しの業務の中で調査確認し、現時点の耐震化率を求めていく予定だと思います。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 それからこの建築物耐震改修制度ですね、これを利用しての方今どれぐらいみえるのでしょうか。お願いします。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 本庁の耐震改修費補助の制度の活用を利用された件数ということであります。

令和6年度におきましては2月末現時点で8件の申請がありました。またこの補助制度が開始された平成15年からの申請実績としましては、この令和7年2月末時点含みまして改修または除却補助合わせまして総申請件数142件の利用がされてる状況となります。

委員長 9番都築委員。

9番都築幸夫委員 分かりました。今本庁での建築物耐震化の目標がございますか。あればお願いします。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 本庁の建築物耐震改修促進計画におきまして、住宅の耐震化の目標を平成30年度時点の86.8%を、令和12年度まで耐震性を有しない住宅をおおむね解消するということを目標としております。またその計画の中で、中間年となる令和7年度の耐震化率の目標を95%と目標としているところであります。

委員長 9番、都築委員。

9番都築幸夫委員 分かりました。95%ですかね。そしておおむね解消すると、令和10年、それが国の目標ということでもあります。

南海トラフ巨大地震でありますけど、いつ来てもおかしくない状況だと思います。早く耐震化を進める必要があると思います。建物耐震化が進めば、されれば、避難所は要らなくなるのではないかと思います。令和12年目標の耐震性不十分な住宅をおおむね解消するというこの目標に向けて、今後どう進めるのか、その方策について伺います。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 現在の住宅の耐震化を促進をするために、ホームページや、広報、また町のイベント時におきまして、周知し、耐震化への意識向上や補助制度の活用への啓蒙活動を行ってるところであります。また、今年度より町の公式LINEにおいても情報発信し、周知に努めているところであります。さらに耐震化を進めていただくために、まずは耐震診断をしていただくよう耐震化が必要と思われる木造住宅を対象に、各地区を順に職員により戸別訪問を行い、無料の耐震診断を案内を実施しているところであります。耐震診断結果の報告時におきましては、耐震改修の説明や、パンフレットの配布等により、耐震改修の促進を同時に図っております。個別状況や、経済理由等により耐震化がなかなか進まない状況も考えられますが、引き続き取組を一つ一つ継続して進めていくとともに、国、県における住宅の耐震化に向けた施策の拡充などの変化に対応検討しながら連携した取組を進めていきたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 予算概要の28、29ページの公園一般事業で、遊具施設等改修工事費、4,700万円とあります。これ公園施設の再整備を行うということだと思っておりますけど、遊具の整備などでインクルーシブ遊具などの設置状況は今のようになっているのでしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 遊具施設等の改修工事費4,700万円につきましては、町内公園緑地の遊具施

設の補修、機能維持、保全にかかる費用となります。遊具等の施設点検におきまして確認された危険性の高い遊具施設の補修及び更新を始め、公園緑地の支援となる高木伐採や、枯れ木などの伐採処理、調整池の浚渫また緊急修繕等に対応できるよう、公園緑地の利用環境の維持保全を行うためお願いするものであります。また今御指摘のインクルーシブ遊具というところでは、中央公園の整備事業というところにかかりますけども、現在令和6年におきましては、この年度末が工期として現在工事が進められております。遊具の制作及び納入に少し時間を要しましたが、現在中央公園の南側エリアにおきまして、遊具の基礎及び設置まで完了している状況であります。公園の利用の皆様には御迷惑をおかけしておりますが、今後年度末の工期まで埋め戻しが安全に利用できるように施設周りの整地及び工事検査を行い、検査後速やかに供用開始ができるように進めております。最低でも当然工期内完了ですので、3月31日までの工期ではありますけども、4月1日からは利用できるように進捗管理をし、施工をしている状況であります。

委員長 3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 ありがとうございます。またついでに最近中央公園はわんちゃんと散歩に来るのに最適っていうことで遠くから車で来る方もいるんですが、しかし糞がたくさん結構落ちていて、持ち帰らない人もいってことで糞を持ち帰りましょうって看板の数を少しの間だけでも増やしたほうがよいんじゃないでしょうかって御希望も言われてるんですけど、いかがでしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 委員御指摘の御意見も利用者の方からも私どものほうにいただいているような状況であります。最近少し犬等の糞の処理ができてないってことで、御指摘をちょっと受けることも多くなってきてるものですから、今後、今看板等の啓発はさせていただいてはおりますけども、いま一度そういった、あまりにもちょっと看板が多いのもどうかとも思いますけども、これはちょっとモラルの問題ではありますけども、しっかりと周知をさせていただいて、守っていただくようにしっかりと皆さんが利用していただく環境を整えていきたいというふうに思っております。

委員長 3番、野坂委員。

3番野坂純子委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

あともう一つ、これも確認になるんですけど、24ページの農業振興一般事業の鳥獣害対策事業で586万っていうふうに載ってるんですが、結構町民の方たちも誤解してたりして、被害があったときにそれを捕まえたら、補助金がもらえるみたいなことを思ってる方もいたして、私の相談に乗られてちょっと分からなかったんで、その方が役場のほうに問合せをしたところ、困ってるんなら1匹2万円、2匹で4万円ですら処分してあげますよって言ってくさったとか言っていましたけど、お金が出るんだ、お金を払わなきゃいけないんだっていうふうに思ったそうなんですけど、それは誤解してるってことなんですけど、ここの586万円の事業っていうのは、確認でどのようなことなんでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 鳥獣害対策の案件っていうことでございますが、基本的には猟友会に対する

補助金のほうの予算化であります。なお檻ですとか柵の設置についての予算のほうもこの中には入っておる状況であります。

委員長 ほかにございませんか。

12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 私は当初予算概要の23ページ、環境の郊外調査事業の中で特定外来生物除去対策事業ですか、これはどういう動物が対象になるのかまずお聞きいたします。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 委員お尋ねの特定外来生物防除対策業務につきまして、こちらは主にアライグマを対象としたものでございます。近年住宅地におけるアライグマの被害等が頻繁に目撃情報等含めて相談がよせられる状況を鑑みまして、私どもで令和5年度から捕獲調査業務のほうを実施のほうをしておるものでございます。

委員長 12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 当面はアライグマだけだっという解釈でよろしいですか。あと一般的には家畜じゃなくて、そういった家庭で飼われとるそういった亀だとか、魚類もあるんですけども、そういった面の被害っちゅうのは、幸田では今まで聞かれたことがあるのかどうなのか、またそういったものが出た場合はそれも対象になってくるのか、そういった面はどうでしょうか。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 特定外来生物につきまして、先ほど申し上げたとおり主なものはアライグマとなっております、捕獲のその他、檻の中にハクビシンやヌートリア等が捕まった場合も併せて処分のほうしております。イタチにつきましては、在来種でございますので、こちらは山に放獣するという対応を取らせていただいております。あとその他お尋ねありましたミドリガメ等につきましては、今回の業務委託料の中には想定のほうしております。ただ問合せについて、庭でミドリガメを見かけたとか、そういった御相談はいただくことがありますので、そういった場合は手に触れることなく、そのまま川等に帰るのを待っていただくという形の対応をさせていただきます。

委員長 12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 そうしますと、このアライグマ等の見つけた場合に、これは役場の産業課のほうにそういうお話すれば、対策を取っていただけるという解釈でよろしいでしょうか。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 御相談の形式については、様々なケースがございますが、私どものほうでこちらのほうの対策業務の実施要領を定めておりまして、こちらのほうの防除を行う条件といたしましては、おおむね10棟以上が密集する住宅地であることと、その住宅地の特定の区域内で複数の住宅、こちらおおむね3棟以上想定しておるんですけども、3棟以上の生活環境に対して被害が頻発しており住民にとって受任し難い状況が続いていること、あともう一点が地元の行政区の区長様から被害の申出、相談等があること等を要件としておりまして、こちらのほうの区長様から御相談をいただいたケースについては、私ども環境課の職員が現地に赴いて近隣の方に聞き取りをさせていただいた上で

要領に当てはまれば檻の設置に動くという対応を取らせていただいております。

委員長 12番稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 そうしますと、出ました区長さん等にもっていう話が出ましたけど、これは今までにある程度周知にされてるのか、それとも森林の予算の段階で改めてそういった周知するのか、その辺の活動状況はどうなんでしょうか。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 区長の皆様への周知につきましては、御相談をいただいた区長様に対しては、実施要領をお示しして、こういった条件であれば対応いたしますということを御説明させていただいております。また住民の方からの直接の相談についても、実施要領の内容については丁寧に御説明をさせていただいております。また必要があればホームページ等に実施要領等もまた公開をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 12番稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 ぜひ、最近ちょっと行かないんですけど、私の家の前でも一時、2年か3年前ですけども、アライグマ見かけたことがあります。そういった面で、一時あちらも大騒ぎしたときありましたけども、そういう形で区長さん通してなり、確認して駆除に当たってもらおうという方法を取りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

次の質問に移ります。当初予算概要の27ページの産業の観光事業のほうですけども、この中で三ヶ根ハイキングコースの整備、改修工事がありますけども、これはどこのルートを考えているのか、いろんなルート、私の知る限りでは3か所ぐらいルートがあったような気がするんですけども、どこでしょうか、まずお聞きいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 三ヶ根ハイキングコースの改修工事330万の関係でございますが、三ヶ根ハイキングコースの今回は一ノ瀬口から入るハイキングコースのほうになります。今年度、前回は決算の委員会の際にも御指摘があったんですけど、一ノ瀬口のほうの倒木がひどくて、ウォーキングするにも迷惑があるということがありましたので、今年度予算のほうで倒木のほうは直させていただきました。来年度の予算で途中で川が架かった橋があるんですけど、その橋が老朽化をしており、ちょっと渡るのに不便でありますので来年度予算にてその橋の補修工事を行う予定であります。

委員長 12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 ちょっと、ごめんなさい。・・・言いましたかね、あその場所、入る口を。ちょっと場所の、すみません聞き取りにくかったもので、ちょっとまた入り口をすみません、お願いたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 入り口のほうは三ヶ根ハイキングコースとなりますので、一ノ瀬のところから入るところと、大沢っていう2か所があるんですけど、今回については一ノ瀬のほうの入り口になります。お願いたします。

委員長 12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 どうもすみません。ありがとうございます。一ノ瀬、昔からあるところだと思えます。それはハイキングコースという歩いていくわけで、その辺の周りの整備とか、例えば今ここですとできれば三ヶ根駅を使って行ってもらうのが一番理想だと思うんですけども、そういった駅からのルートとか、そういうことも考えてみえるんでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 当然ですね、今御指摘のありました三ヶ根駅からの利用ということで、現在も三ヶ根休憩場のところにマップのほうを置かせております。そのマップのほうで三ヶ根からどのように登っていくかというものを御案内をしておりますので、今後についても三ヶ根を拠点としてウォーキングコースのほうはPRを考えております。

委員長 12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 そのあと、今一ノ瀬行くところはそんなに交通量は多くないもので心配ないと思うんですけども、歩道関係の部分もないものですから、その辺でハイキング行く人が大勢になると交通の問題もあると思うんですけども、その将来にわたってそういった利用量が増えてきた場合等を考えた場合、安全を考えた場合にその一ノ瀬のコースに入るまでのルートもやはりある程度整備が必要っていうことも出てくる可能性があるんですけども、その辺の考え方はどういうふうに対応されてるかお願いいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 そうですね、ウォーキングコースまでに入るまでの間の安全確保ということかなというふうに思いますが、現在三ヶ根駅からウォーキングコースの入り口に入るまでのところについては歩道があると思えます。ただそのウォーキングコースから入る、町道から入ってくるところが一部ないところがありますので、すみません、現状ではすみません、まだそこまで考えていなかったのですが今後検討課題とさせていただきます。

委員長 12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫委員 今のとぼねの健康の道ですか、あそこも非常に利用度が多いと思えます。そういった面でそういうのを考えた場合に、三ヶ根のハイキングコースも非常に私は今後利用されることが多いんじゃないかなと思えますので、そういった面でより安全にそういったハイキングが楽しんでもらえるような配慮もまた今後も検討していただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。終わります。

委員長 ほかにございませんか。

14番丸山委員。

14番丸山千代子委員 予算書の97ページであります、蒲郡幸田衛生組合の事業拡大についてお尋ねしたいというふうに思えます。何度か要望もしておりますけれども、この清幸園の空き地活用というようなことで、清幸園があそこが廃止をされて、そして空き地になってしまいますと、そこを活用して蒲郡市と幸田町の衛生組合議会の組合の中におきまして、墓地公園のその事業を進めていくと、その考えについてお尋ねしたいということと、それから組合議会の中でもそれを提案していただきたいというふうに思うわけですが、そのお考えについてお尋ねしたいと思えます。

委員長 環境課長。

環境課長 蒲郡市幸田町衛生組合のいわゆる事業拡大の中で、その墓地公園の運営をというところであります。現時点でそういったお話がこの組合の議会含め、事務局どうしの話の中でこちらからはこういう御提案がありますよっていうことはしたことがありますけども、なかなか話が継続していかないと言いますか、というような状況があります。議会などではまだそういったところは、まだその認識と言いますか、そういう計画を持つというところまで行っていないのかなっていう雰囲気はあるのかなというふうに感じます。というのは、御説明させていただいておりますけど、令和13年計画で清幸園衛生処理場を廃止というふうにしております。まだ六、七年、五、六年あるのかなというところが一つの要因なのかなっていうふうに考えておりますが、幸田町もちろん事務局案と言いますか、蒲郡市が事務局ですけども幸田町からもそういった度ごとに、こういった話をさせていただきまして、話題になるように、墓地公園だけではなくてその跡地利用全体の考え方の検討を進めるようにいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 空き地活用と言いますか、跡地活用と言いますか、その中でたい肥化施設もということで質問もしてまいりました。そのときに少し乗り気で検討をされたことがあったわけでございますけれども、やはり可燃ごみのごみを減らしていく、そのことからたい肥化施設についてもやっぱり検討していかなければならない問題でありますし、また同時にあそこの火葬場に無縁遺骨がたくさん保管をしてあるわけですね。そうした無縁遺骨、幸田町の無縁遺骨それから蒲郡市の無縁遺骨、どこにも置場がないと、こういう状況の中でやはり墓地公園をつくってそこの合葬式で祀っていくと言いますか、そこにきちんと対応していただけるというようなことがあれば、これは場所の確保にもなりますし、そうした意味におきまして、これからまた墓じまいもどんどん出てきております。そうした意味に置きまして、幸田町の共同墓地利用も墓じまいをしている地域もありますし、また空いてるところもあるわけでございますが、やはり墓の管理がなかなかこれからの時代難しくなってくる。こういうときにおきまして公共の中で墓地の管理というそういうことが必要ではなからうかというふうに思います。近隣で比較をいたしますと大体どこも公共の公営の墓地公園がございます。ないのは、幸田と蒲郡というようなことでありますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、そうしたこともこれは長期的な計画になるかというふうに思いますが、やはり議会の中でもその町当局としても提案もしていただけたらというふうに思うんですがいかがでしょうか。

委員長 環境課長。

環境課長 委員御提案の墓地公園、衛生組合での墓地事業であります。現時点では本当に申し訳ありませんが何ともこの動いていない話であります。今後につきましては、蒲郡市との調整関係もありますけども、そういった跡地利用を考える中でその一つの提案として、提案をさせていただくということは可能であると考えております。また何しろ先の話ということもあり、建物も建っていてどういう利用するのかというのはまた将来の課題、もちろん今から検討していかなきゃいけない課題であるというふうに考えてます

けども、そうしたあと、建物どうするんだとかいうこともたくさんいろいろ考えるべきことはあると思います。そうした中で、将来の跡地利用についてもしっかりこれからこの3月には3月議会、組合議会がありますので蒲郡の事務局と会うこともありますので、そういう話がありましたということで、また情報交換してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 次にゼロカーボンの関係についてお聞きしたいというふうに思います。これは予算書の中には載っていないわけでありまして、SDGs担当にお聞きをしたいと思っておりますけれども。現在幸田町の公共用地におきまして、中部電力との協定の中で充電器、EVの充電器を設置されてきております。それはとてもいいことではありますけれども、あれは費用としては中電の営業活動の中での一環ではなかろうかなというふうにも思うわけでありまして、そうした公共の敷地を専用利用することについてはどのようなことになったのかということと、それから同時にこれは専用利用するっていうことは、これは財政のほうとの関係もあるかというふうに思うのですが、まず中電との協定を結んだそちらのほうの関係で敷地利用を進める上においての、中電との貸借関係といたしますか、その辺のところはどのようになってるのかをお聞きしたいと思います。

委員長 SDGs担当課長。

SDGs担当課長 委員お尋ねのEV充電器の設置にかかる考え方でございますが、こちらのほうは財政課のほうと調整のほうをいたしまして、行政財産の目的外使用許可という形で対応させていただいております。こちらのほうで、以前より声のポスト等で幸田町内にEVの充電施設がないという声を、以前から複数いただいていたわけでありまして、これで今回公共施設のほうにEVの充電器のほうを設置するに当たりまして、中部電力ミライズが提供するツリーブというサービスを利用して設置のほうをしておるわけでございます。こちらのほうにつきましては目的外使用許可としまして、使用料については免除という形での対応をさせていただいております。以上です。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 それは電気量に反映するわけでございますので、電気が売れるということですね。そうするとその目的外使用で許可をしたにもかかわらず、利用に当たっての使用料は無料ということになっていくと、これは確かに住民の皆さんの要望に応じてやっているっていうことには間違いはないわけでございますけれども、しかしながら電気を売電につながるわけですので、その辺のところはきちっとしていただくべきじゃなかろうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 SDGs担当課長。

SDGs担当課長 EVの充電設備の利用料金につきましては、中部電力ミライズと利用様が直接やり取りをしていただくということになりまして、無料の利用ということではありません。あとは幸田町の金銭の出入りを挟むというわけではございません。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 それは重々承知しておりますよ。直接取引ですが、しかしながら中電の中電に対しては、その場所を公共用地を無償提供するっていうことですね。それ

でいいのかということでもあります。従来ですね、例えばその自販機を設置すると、そこが目的外使用になってその利用率を取っておるわけですよね。ですので、その辺のところはやはりきちんと1台分は確保できないわけですから、それが何台あるんですかね、15台ぐらいでしたかね。何か今はもう役場の駐車場には随分前に設置をされました。今現在中央公民館のところの駐車場が一台分工事もしております。それに公共駐車場のところ、駅西とか相見駐車場とかにも設置をして便宜を図られるわけです。これはこれで十分助かるわけですが、しかしながら土地をそこへお貸しをして、そして中電は売電をするわけですから、中電の側には電気料金が入ってくるわけですよね。ですので、その辺はやっぱりきちっとしていただかなければならないんじゃないかということでもあります、その考えはないってということですか。

委員長 SDGs 担当課長。

SDGs 担当課長 委員のおっしゃるとおり、料金のほうは発生しております、利用者の方と中部電力ミライズのほうのやり取りが発生するわけですが、こちらのほう、私どもゼロカーボンシティを表明しております、こちらのほうを進める立場から行政の率先的な行動というものが求められてるのが現在の全国的な状況でございます。私どもとしましてはこちらのほうのEVの充電器設置の趣旨が行政財産目的外使用ですね、こちらのほうの許可を出すに当たり免除の規定に該当するという判断をいたしまして、目的外使用ということで許可のほうを出しておるというところでございます。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 分かりました。他の事例でちゃんと利用率を取ってるところがあったらまた調査もお願いしたいということをお願いしたいと思います。

次に、105ページの道の駅事業継続計画策定業務についてお尋ねします。これはどういうものなんでしょうか。町長は道の駅の拡張をしながら、そしてホテル誘致をしていくというそういう計画で進められるって言いますか、そういうお考えをお持ちでありますけれども、そうした道の駅の拡大計画というかそういうものの策定になるのかどうなのかをお尋ねしたいと思います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 道の駅の業務継続計画の策定の関係でございますが、今回のこの策定業務にあっては、駐車場の拡幅ですとか、ホテルの誘致の関係のものについては、すみませんが入ってはおりません。あくまでも大災害時、特に広域的な復旧、復興の滑走拠点として道の駅を対応可能な整備をするための計画づくりということで、現在県内の中でも防災道の駅ということで指定されているのが豊橋なんですけども、その防災の道の駅を幸田町も指定をしたいという思いがあるところから、今回の策定業務を計画したものであります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 分かりました。それで国交省のほうがその道の駅の災害時対応ということで補助金も出しているようでありますけれども、その辺のところは該当しないということなんでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 今回のこの策定業務において、国、県のほうから何か補助金を頂くことは特にございませぬ。

委員長 14番、丸山委員。

丸山千代子委員 次に111ページになりますけれども、幸田フィルムズ推進協議会について負担金60万円を出されるようございませぬけれども、これ初めてではないかと思ひませぬがこれについて説明をお願いいたしませぬ。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 この幸田フィルムズ推進協議会のほうでございませぬが、この令和6年度に設置をさせていただきます。内容についてはですが、現在ロケの受入れなどについては全て幸田町の職員のほうで対応をしておる状況であります、今後は民間を交えたロケの受入れというスタイルに変えていこうということで、現在フィルムズ協議会のほうを昨年設置をいたしまして、民間、道の駅も入っております、文化振興協会それから商工会、商工会の各種団体の委員長などを協議会との委員として昨年度に設置をいたしました。今後のロケの受入れについては、例えばそのロケ弁については、弁当の手配等々についてはその商工会の女性部のほうにお願いするとかということで、ある程度ちょっと割り振っていきたいというふうを考えており、こういう協議会を設置をしたものであります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 それはどこに協議会は設置されたんでしょうか。どこが本部になるのかお尋ねしたいと思ひませぬ。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 事務局においては、すみませぬ、役場の産業振興課のほうになります。ただフィルムズ協議会のほうの会長については、商工会の副会長のほうをお願いをしておる状況であります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 次に、同じく111ページでございませぬ。これ105ページのほうにもあったわけでありませぬけれども、この111ページのほうの産業活性化プロジェクト補助金、これについてお尋ねしたいと思ひませぬ。昨年からということでありませぬけれども、今までもずっと産業振興関係とそれから他のもう一つの工業関係ですかね、そちらのほうと2つの補助金メニューがあつて産業振興を図られてきた。それが一時なくなつたさらにこれがまた出てきたということで大変いいなと思ひませぬ。それでお尋ねするわけでありませぬけれども、町長がこの産業活性化プロジェクト補助金を使って、リフォーム助成とか、店舗リニューアル、こういうのを使えるようにしたよというようなことを言われたわけございませぬが、メニューについてお尋ねし、それからこのPR、どのようになっているのかをお尋ねしたいと思ひませぬ。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 産業活性化プロジェクト補助金であります。こちらのほうでございませぬが、この予算については中小企業の支援をすることを目的に、商工観光関係者の育成を図るための支援ということで、令和6年度に新設されたものでございませぬ。なお補足ではないですが、令和6年4月1日から施工の幸田町の中小企業振興条例の制定をしたことも

関わりもありますので中小企業の応援をするということを目的にある補助金であります。先ほど内容ということでございますが、業務形態などもいろいろあるんですが、全部でこちらで7項目が該当となります。一つ目としては創業支援、2つ目としては合理化拡充支援、3点目として販路拡大等の支援、4点目として事業形態転換、新形態対応支援、5点目として人材育成、人材確保、6点目として特産グルメ開発、7点目としては産業活性化イベント、イベント出店等でございます。そちらにかかる費用についての2分の1を補助するものということで、改修等の関係は上限200万までありますが、基本的には20万円を限度という状況であります。ちなみにこの6年度新規の状況であります但し申込みがたくさんありまして、現在32件で1,502万9,851円の支給状況ということでございます。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 32件の申込みがあつて、非常に好評だというふうに思います。ぜひまだ分からない部分に、周知ができていない部分がありましたら周知しながら、そしてこの活用をして、産業が活性化になるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に三ヶ根のハイキングコースの改修工事は、先ほどの稲吉委員の質問であらかた分かったわけでございますけれども、確か片原との境のところからも登れるわけですが、そうしたコース別のその修理と申しますか、改修と申しますか、やっぱりそうしたことでいろんな道が楽しめる、そういうような改修にしていきたいなというふうに思うわけでありまして、今回は一ノ瀬コースということで、私も以前に一ノ瀬コースから登ったことがあるんですけども、楽なのは確か形原の境のところが一番楽で登りやすいというようなこともあつて、それぞれの楽しみ方があるというふうに思いますのでぜひその3本の整備と申しますか、そのようにいろんな道が楽しめるような改修工事にしていきたいというふうに思います。そしてこの三ヶ根のハイキングコースにつきましては、幸田町だけの土地じゃないわけですよね。ですのでその近隣市とのそのあつれきがないようにやっていくべきじゃないかなと思うんですが、その辺の了解等は取られているんでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 産業活性化プロジェクトのほうのPRについてですね、今後も継続的にSNS等も活用しながらPRはしていきたいというふうに考えております。

それから三ヶ根ハイキングコースの改修のほうの関係でございますが、確かに今委員の言われたとおり形原から登るところもでございます。そちらのほうは実は道はいいんですけども、幸田町の一ノ瀬口から入るところのウォーキングコースについては、基本的には今ここは幸田町の土地のほうになります。ただ蒲郡からも登れます。確かにいろんなコースから登れますよということがPRできると思います。大沢口から入るほうが西尾から入ることにもなりますので、西尾、幸田、蒲郡雇用促進協議会ですかね、三ヶ根山スカイラインの協議会もありますので、そういった場の中でマップをつくるですとかの情報提供は今後会議の中でしていきたいなというふうに考えております。

委員長 ほかはございませんか。

13番、笹野委員。

13番 笹野康男委員 私は予算概要の26ページの土木費の関係でありますけれども、特に道路を改良事業とか、道路整備事業の中でありますけれども、これは特に生活道路に関わる道路でありますけれども、去年と6年度、今年度ですけど6年度と7年度の予算見たときにえらいこう大差が、大差といいますか、2億も3億も違うような状況が起こっているわけでありまして。なぜこうなっているのかなと、ただ予算的に財政的にとこういうことも考えたときにこうなってしまったのかなと、こういう感じがしますけれども。ただ毎年区長要望の中でいろいろ生活道路の整備に関して、去年も当初は8,000万だったかな、それを1億近くの補正でこう上げてこられた。改良費も当然上げてこられたと、こういう形であるわけですけども、今年の場合はその2億も3億も減額だと、こういう話である。非常に区長さんも頑張っていて、地元の人も頑張っていて道路整備をお願いしたいと、安心安全のためにこの道路を広げていきたい、整備をしていきたい、こういう考えで土木課にこう申請を当然、5月だったか6月頃までに申請を出されていく、こういう経過があるわけでありまして。その中でやっぱり1年でやれる事業と、やっぱり計画をし、道路の実績もし、そしてあとは事業をやってくと、こういう流れになるわけでありましてけれども、特にこういう話も聞いておるんですけど、地元がどうしても安心安全の道路じゃないから寄附してまでも道路を広げてほしいよという話の中で進めてきた道路等々があるわけでありまして。そういうことを考えたときには、やっぱり土木課としては地元の区長さん、地元の住民のためにもやっぱり安心安全の道路整備に関しては、私はけちっちゃいかなじゃないのかなと、こういうふうに思うわけですけども、その点どういうふうに考えていかれるか、いや、今後どういうふうに考えていかれるか。金がないっちゃうことは私にも分かっています。財政が厳しいっちゃうことは分かっています。特に体育館整備とか、いろいろそういう教育の面で整備がかかってきます。3月の補正にも出てくるらしいですけども、大量の金がかかってくる。これも十分私も理解をしておりますけれども、やっぱり地元の町民の道路整備に関しては区長さんから、地元からこういう話が出とる中で、やっぱりそれは慎重にしかも丁寧に説明をし実行できるような体制を私は取ってあげるべきじゃないのかなと、こういうふうに思うわけですけども、事情をどういうふうに考えてみえるか。

委員長 土木課長。

土木課長 委員おっしゃられるまず道路整備の事業について、御説明させていただきます。5,000万円予算ついております道路整備事業につきましては、主に区から要望されます家の前の側溝整備や舗装修繕といった、住民に身近な工事を行う工事が主なものです。近年の予算状況につきましては、決算ベースで令和4年度が1億円、令和5年度が1億3,500万円、令和6年度はまだ予算ベースですが当初で8,000万円、補正で3,000万円、合計1億1,000万円の推移で今回は5,000万円の予算編成となっております。また道路改良を含む土木課の決算別予算事業の推移といたしましては、令和元年度が5.5億円、令和2年度は7.5億円、令和3年度は9.9億円、令和4年度は14.1億円、令和5年度は10.5億円、令和6年度は10.8億円、そして今年度は予算ベースで7.2億円で推移しております。令和元年度と比べて2倍から3倍で推移しており、かつ幸田町の道路を始めてとす

るインフラ整備、補修を力強くやってまいりましたが、また今年度については休憩舎についても県の補助金を活用して、幸田町で初めて幸田町ふれあい町区で対策工事を施工するなど、令和に入りまして住民の要望に即対応するため積極的な予算を継続して確保してまいりましたが、令和7年度については前年度比マイナス、おっしゃるとおり3.6億円の予算編成となっております。これらを踏まえて土木課としましては、令和7年度の予算編成を見ますと繰越金が3億円ということで予算編成されてますので、3億円以上に繰越金が歳入されることがあれば、災害等そのときの状況にもよりますが、予算要求を土木課として考えてまいりたいと、土木課が答えれる範囲としてはこの程度だと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 13番笹野委員。

13番笹野康男委員 今、次長が言われるとおおり、正直言って、ここ元年頃からずっと結構住民、町民の要望に応じて、区長さんの要望に応じて土木課が本当に一生懸命に国のお金、補助金、県の補助金等々も申請しながら、しかも記載はできるものは記載をしながら整備をしてこられた経緯があるわけでありまして。そういうことを考えたときに、一番身近な町民である区長さんたちがこう要望されることであるわけでありましてよね。そこら辺の点は本当に真摯に考えて、私は実行っちゃうのか、整備をしてあげるべきじゃないのかなと、こういうふうに思うわけですけども、本当に例えば生活道路の整備が6年度は1億1,000万だと、今年の予算が5,000万だと、こういう話の中で誰が見てもやっぱり何とかならんのかなというのが区長さんたち、今度新しい区長さんが当然なってくるわけですけども、また当然新たな要望等も出てくるわけでありまして。そうしたときを考えたときには、やっぱりあれもこれもやったげるよっちゃうことじゃなくて、やっぱり安心安全の道路だよとここは、やらにやいかんよと、こういうことを選別しながらやっぱり僕はやってくべきじゃないのかな、こういうふうに思うわけですけども、本当にこの7年、当然9月の決算で不用額がどれだけ出てくるか私分かりませんが、それが12億、13億出てくれば繰越金が増えてくると、財調も積めるだろうとこういう想定をするわけでありましてけれども、そういうことを考えたときには補正を組んでまでも、私はやる事業ではないのかなと。全部やれとは私はよう言いません、でもそういうことを考えてやっぱり事業を遂行して行ってほしいな、こういうふうに私の願いでありますのでよろしく申し上げます。以上です。

委員長 ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩	午後	1時54分
再開	午後	2時04分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

1番、藤本委員。

1番藤本和美委員 101ページ、駐車場施設管理費についてお聞きいたします。幸田駅の西の第一駐車場が最近満車になることが多くて、住民からお声をいただくことがあるんですが、満車になる頻度ですね、そういったものは把握されてますでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 幸田駅西の第一駐車場の満車状況のほうでございますが、今年度でいきますと満車表示が表示がされたっていうものが年間で96回表示がされております。その96回ということでございますが、4日に1回の程度で満車表示があるという、平均でいくとということになります。この満車表示の関係について特に住民の方から何か苦情が来るということは一切今のところはない状況であります。

委員長 1番、藤本委員。

1番藤本和美委員 96回満車になったということですが、第2駐車場のほうは結構広いんですが、そちらはもう定期利用でいっぱいということでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 第2のほうは川向こうのほうになるんですけども、そちらのほうについては全て定期利用の方のみということで決めさせていただいております。そちらについてはまだ満車にはなっておりませんが、受入れのほうはまだ何十台かはいける状況であります。

委員長 1番藤本委員。

1番藤本和美委員 ありがとうございます。そうしますと第一駐車場がいっぱいのときは、表側の1,000円の駐車場のほうに入れるということになるかと思いますが、第2駐車場のほうがまだ少し空きがあるということですので、最近ですとスマホで簡単にキャッシュレスで駐車場を予約したりっていうのも出てきてますので、またそういったことも考えていただけたらなと思います。今後の幸田駅周辺の駐車場についてどうされていくかお聞きします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 今委員の言われたとおりキャッシュレスの駐車場確保ということで、実はすみません、僕らもそちらについては今検討をしておる状況でございます。今の料金システムのものでありますが、平成24年3月から管理システムを運用されておりもう既に12年が経過をしておる状況であります。一応このシステムのほうも大体5年から7年の利用がっていう目安がある中で12年使っておりますので、もうそろそろ更新をかけたいというふうには思っているはおるんですが、更新費用が意外と高くて、今、国、県のほうの補助金をちょっと模索しながら今考えておる状況でありますので、検討はしておることということで御理解ください。お願いします。

委員長 ほかにございませんか。

11番廣野委員。

11番廣野房男委員 失礼しました。じゃあ、私のほうから少しちょっと取り留めのない質問になるかもしれませんが、議案説明会資料の30ページですね、配水管布設替事業ですかね、これ、先ほど都築委員より農水管の話がありましたけれども、これは水道管なんですけども、これが今度のこれを見ますと、野場・須美地区と市場・逆川地区の2か所をやるという計画。

委員長 発言者に申し上げます。

この後のパートに今回の質問になるかと思いますが、よろしいでしょうか。

11番廣野房男委員 そうですか、すみません。ほいや、質問を変えます。

すみませんでした。ほいじゃ、同じく議案説明会資料の27ページの交通安全施設整備事業ガードパイプ新設ということで、これこの前もちょっと説明を受けましたけども、危険な通学路にガードパイプを付設するというので、この予算がついたわけですけども、この予算ですとほんの数メートルしかできないような予算なんですけども、これ以外にどこかからお金が出て、まだまだ延長していただけるのでしょうか。ちょっと聞きます。

委員長 土木課長。

土木課長 ガードパイプの新設状況を少し説明をさせていただきます。

幸田町のみならず、愛知県と連携いたしまして通学路40人以上の歩道があるところで、植樹帯のない歩道につきまして、防護柵を積極的に今年度に限らず、昨年度以前からつけさせていただいております。

幸田町の予算としましては令和6年度当初に900万円、令和7年度で666万円とマイナス234万円ということで、安心・安全には程遠いような数字が載っておりますが、令和6年度につきましては、先の補正で2,370万円を国の補助金を活用して予算補正させていただいて、繰越明許を行っておりますので、それを踏まえた上で説明させていただきますと、令和6年度当初予算で27ページの右の写真にあります深溝小、北側ですが、深溝小学校の正門北、についてガードパイプを設置いたしました。それプラス豊坂小学校の勤労者体育センター、豊坂小学校から六栗方面に向かって一部を施工いたしました。また、先ほどの2,370万円を活用いたしまして、令和6年度の補正としまして先ほど豊坂小学校の一部の続き、ほっと館の辺りから六栗方面へ行きますので、こちらについては豊坂小学校学区については深溝小学校同様、完成という形になります。

プラス、まだ予算に余裕がありますので、その続き、別の場所としまして北部中学校の坂崎学区ということで、国道248号坂崎の弁天にあるセブンイレブンと相見のカメリアガーデンにあるファミリーマートの間、その間にガードレール、ガードパイプは一部ありますが、ほとんどありませんのでそちらに施工させていただきます。ただそちらについては、まだそれでは令和6の補正では届かないものですから、令和7の当初予算を入れまして、続きを北中の坂崎学区の一部を令和7の当初予算で行う予定です。

そこが終わりましたら、令和7では少し終わらない予定なんですけども、令和7の当初予算の残りの北部、終わりましたら、続の計画としては次は南部中学校の深溝跨線橋、あそこにも歩道があるんですが、ガードパイプが一部ないものですから、そちらをやる計画となっております。

以上です。

委員長 11番、廣野委員。

11番廣野房男委員 ありがとうございます。危ないところをどんどん直していってもらってということで大変ありがたいことなんですけども、今、お話の中でも六栗のほうにどんどん延ばしていただいているということで大変ありがたいんですけども、一番危ないのは六栗の部落の中の狭い道で、そこも小学生も中学生も歩いたり自転車で行きますし、車も一緒に走っておるという狭いところで、ガードパイプなんか付設なんか全然できる余裕もない狭い道を歩行者も自転車も車も走っておったりということで、そういったとこ

ろを考えて、ここで土木の人に言うてもしよがないんですけども、本当に危険な通学路から違う思い切った通学路に変えたいなという案もあるんですけども、これはまた別の場所で討議しなければいけないと思いますけど、そんなときにもまたこういったガードパイプの付設のことをどんどん進めていってもらえるようにお願いすることになると思いますが、そのときはよろしくお願ひします。

委員長 土木課長。

土木課長 幸田町に限らず県道についても同じ、歩道に全部ガードパイプをつけたいというのはやまやまなんですけど、優先順位の一つとして、まずは40人以上の通学路で設定させていただいてますので、もし六栗区から例えば豊坂小学校へ行くときに、県道幸田石井線のほうに、今、ガードパイプのない歩道を歩かせるということの通学路の変更があるようでしたら、愛知県と連携してそちらにもガードパイプがつくように調整してまいりたいと思います。

委員長 11番、廣野委員。

11番廣野房男委員 はい、そのときはよろしくお願ひします。

それではちょっと質問ちゅうか確認ですけども、予算概要の23ページですかね。一般廃棄物収集処理事業の中で、岡崎のクリーンセンターにごみを持って行って処理してもらったものは、岡崎市ごみ処理委託事業でよろしかったでしょうか。

委員長 環境課長。

環境課長 はい、そのとおりであります。

委員長 11番、廣野委員。

11番廣野房男委員 そのときに町指定のごみ袋も当然一緒にいってると思いますが、以前ごみ袋が高い、高いと言われて令和元年かその次の年だか分かりませんが、町がごみ袋の補填をして、今の値段になっておるわけですけども、その補填をしたときは確か4,000万ぐらいかかったとか聞いておりますけども、ここ二、三年は平均化してきていると思いが、幸田町がごみ袋を補填している金額は大体幾らぐらいになってるのでしょうか。

委員長 環境課長。

環境課長 まずごみ袋、燃やすごみ指定袋ですけども、こちらを町のほうで補填しているという一つ、考え方ではなくて、当時、令和2年1月までは45リットルの大きい袋で1枚45円が、これ今現在15円になっております。その差額分の30円につきましては、一般会計で見ているというか、単純に袋、ごみ袋が、ごめんなさい、ごみ袋はごみ処理に係る手数料になるんですけども、それをごみ袋を買う人、いわゆる町民の皆さんから頂くことをやめたということになります。それが、いわゆるごみ処理に関わるごみ施策に関わる全ての施策に該当するそれに関わる、充当する歳入が減ったというような意味合いということだと思います。いわゆる町のほうから支出して充当しとるという意味じゃないのかなっていうふうに思いが。頂く手数料が減って支出が増えたというような意味合いかなというふうに思いが。

委員長 11番、廣野委員。

11番廣野房男委員 分かったような分からんようなことで、そのときは差額を補填したかも

しれませんけども、今はそうじゃないちゅうことですかね。そうすると、私たちは、今、安くごみ袋を買ってるんですけども、その差額はどこにいったらいいかなちゅう、ちょっとよう分からなくなりましたけども、それで今、ちょっと何でここにちょっと注目したかっていうと、今、よその市町で今度4月からごみ袋を値上げするといったところがありまして、今、そのところはスーパーやコンビニからごみ袋が全部なくなっちゃったそうです。皆が買いだめしちゃって、ごみ袋が全部なくなっちゃったというようなことがあって、その自治体はすごく困るといようなことがありますので、幸田町としても例えばそういったことで、ごみ処理費用がどんどん重なっちゃって、ちょっと町民の皆さんに負担してもらわないといかんのかなということにはならないと思いますけども、ならないでしょうね。ちょっとお聞きします。

委員長 環境課長。

環境課長 令和2年1月に値下げをさせていただきました、まだ6年目をこれで7年度で迎えるということではありますけども、はい、現時点で諸般の理由によりというところは、まだ現在、そこまで考えがありません、値上げをする考えはありません。

委員長 ほかにございませんか。

6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 議案説明会資料の26ページ、新事業について補助金についてお聞きします。この事業について、具体的に要望があってこのような補助金等の制度をつくられたのでしょうか、教えてください。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 集出荷の関係でよろしかったでしょうか。はい、すいません、ちょっと聞き取れなかったんで申し訳なかったです。こちらについてであります、世界的にもそうなんですけども、燃料費の価格高騰ですとか、人件費などの高騰が問題となっております状況で、実は農作物の物流関係に非常に輸送コストの増加が大きな問題となっておりますという状況であります。2024問題といわれておるその輸送法の関係で、働き方改革のことも一緒なんですけど、内容についてはですが、農家のほうが毎日収穫をして農協のほうへ出荷をする際に搬送するに当たって、今まではその日、出たものをそのまま出荷で搬送ができておったものが、その輸送法の関係で満車にならないと輸送ができないというような状況が今後あり得るといことで、実はこれ農協さんのほうとなるんですけど、農協さんのほうで収穫した農作物を保管をしておくような冷蔵庫を約2,000万ぐらいかかるわけですが、そのうちの半額を幸田町、半額を農協が払ってその一つの冷蔵庫を買うことで、今、検討をしておる状況であります。

委員長 6番、岩本委員長。

6番岩本知帆委員 最初が言い出しが悪くて、ありがとうございます。

次に、当初予算概要の23ページ、環境衛生一般事業の飼い主のいない猫の避妊去勢手術費補助金についてお聞きします。こちら一昨年からの継続かなと思いますが、こちら今までのほうで実績としては、どれぐらい実施されてるのでしょうか、教えてください。

委員長 SDGs担当課長。

SDGs担当課長 飼い主のいない猫の避妊去勢手術費補助金の実績についてでございます。

制度開始に当たる令和5年度の交付実績につきましては、避妊手術18件、13万8,600円、去勢手術11件、5万600円、合計で29件、18万9,200円の交付実績でございます。

令和6年度につきましては、2月末時点での交付実績でございますが、避妊手術9件、5万3,300円、去勢手術12件、5万7,500円の計21件、11万800円の交付実績となっております。若干の減少傾向でございます。制度開始から2年目でありまして、この交付実績をもって町内の飼い主のいない猫が減っているという判断はできませんけれども、引き続き補助制度のPRに努めながら、実績の推移を注視してまいりたいと思っております。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 ありがとうございます。実際、私も飼い主のいない猫の件で御相談いただいた際に、こういう補助金等があるよって御案内させていただくと、やっぱりまだ存じ上げない方もおりますので、ぜひ飼い主のいない猫が減ったとはなかなか言い切れないんじゃないかなとは思っております。その中で、やっぱり活動している個人の方が多いかと思うんですけども、実際保護用のケージ等がやっぱり不足してしまうっていうお声をいただいているんですが、実際、多分ケージを町から貸出しとなると、多分、保存だったりとか管理だったりが大変かなと思うんですけども、実際活動団体を個人でやられている方ばかりではなくて、団体等を支援していくお考え等はないでしょうか。

委員長 SDGs担当課長。

SDGs担当課長 捕獲用貸出しケージと団体活動への補助についてでございます。現状では、当面は個人の方に対して避妊去勢手術の補助制度の運用で考えておりまして、捕獲用ケージにつきましては委員がおっしゃられるとおり、メンテナンス面等で問題等がございますので、当面、貸出しの予定のほうはしておりませんが、今後、地域猫活動を行う団体への補助制度の創設につきましては検討課題としておりまして、こちらの中で補助対象経費として捕獲用ケージの購入、こういった費用についても補助対象にしていきたいと考えております。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 分かりました。ぜひ、団体等が育ていただければ、そちらでケージ等も解決できるのではないかと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、当初予算概要27ページの観光事業についてお聞きします。一昨年までは三河町総務観光事業等負担金等があったかと思うんですけども、今年はちょっと見当たらないんですけども、こちらは本年は中止ということでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 今の、すいません、申し訳ございません、今年度掲載されている内容の予算ということでよろしかったですかね。もう一度、すいません、お願いをします。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本知帆委員 すみません、ありました。大丈夫です。すみません、誤解でした。

別として今年度、ロケツーリズム事業のほうが今年度も予算が取られているかと思うんですけども、来年度ですね。来年度予定されている内容等がもう決まりましたら教えてください。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 今年度については、幸田町の予算で70周年記念ドラマ、映画のほうは予定はされておりましたが、来年度については特に今現在で決まっているものはございません。ですけど、ここ5年間でありますが、毎年10件ほどですね、10件前後のロケの受入れでドラマ、映画、それから情報番組などを受け入れておりますので、来年度も同じ系統のものはあるのではないかなという見込みはあるものの、現状では把握はできていない状況であります。

委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、以上で福祉産業建設委員会の所管に係る第26号議案の質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩とします。

環境経済部、建設部の部課長は退席し、第28号議案から第32号議案までを所管する部課長の出席を求めます。

休憩	午後	2時27分
再開	午後	2時30分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

国民健康保険特別会計予算の質疑を許します。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 国民健康保険の加入者世帯数と加入者数について、まずお聞きをいたします。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 令和7年2月末現在の国民健康保険の加入世帯数が4,028世帯、被保険者数が6,232人となります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 次に、国民健康保険の財政調整基金残高をお願いしたいというふうに思いますが、残高をお願いします。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 6年度末の財政調整基金の基金残高、こちらのほうが3億884万6,000円となります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 ありがとうございます。新年度予算で6,310万円も積み立てているわけでありましてけれども、それを足しますと4億を超えるわけがございますけれども、その計算でよろしいのでしょうかということであります。この国保に当たっては、一般会計からの財政援助ということであるわけですが、ルール分を除いてその財政援助は、まず幾らかということであります。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 令和7年度当初予算では、基金積立金を6,310万円、こちらのほうを積み立てるものとしております。ただし、基金繰入金こちらのほうを2億1,180万2,000円を財政調整基金繰入金として予算計上をしているので、予算上の7年度末の基金残高につきましては、1億6,014万4,000円となる予定であります。

一般会計からの財政援助、こちらのほうは町独自のルール分っていうのがありますけれども、そのほかにも財政支援分ということで、毎年6,000万円、こちらのほうを基金積立てとしております。令和7年度も変わりなく、6,000万円はお願いをしていく予定でございます。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 この国保の財調にいたしますと、県との統一化になってそれが全て統一化になった場合には、一気に国保税が上がらないようにというように積み立ててこられたわけでございますけれども、今回、財調からの繰入れですね、これを2億円以上の繰入れをしなければならない事態になったという、その理由についてお答えいただきたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 やはり納付金、こちらのほうが大きな理由になっているのかと思います。

被保険者は減っているにもかかわらず、年間の納付金の金額が上がり続けていること、こちらのほうでどんどん財政調整基金を取り崩していく結果になっていると見ております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 今まではこの積み立てる一方であったのが、もう本当に令和5年度分ぐらいから、どんどん財調を積み立てながらも取崩ししなければならない。そして、今現在は、1.6億にまで下がってしまうと、このようになってきた背景が加入世帯数の減、加入者数の減というこの大きな一つの要因と同時に、県の納付金がどんどん増加してきている。こういうことが、今の幸田町の国保財政が厳しくなっている状況かというふうに思うわけでございますけれども、今回、そうした状況をやはりきちんと県に対しても訴えるべきではないかなというふうに思うんですけれども、これは幸田町だけの問題なのか、それとも県の統一化になって、今、このような国保財政状況がどんどん悪くなってきている状況なのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 幸田町国保の財政がひっ迫している状態、こちらのほうはやはりどの市町の話聞きましても、予算が組めないというふうなことを聞き及んでいるところでございます。じゃあ、幸田町だけでどうにかなるものなのかっていうところなんですけれども、今、制度として県単位化で運営しております、幸田町1市町村が要望したところで、ちょっとどうなるものでもないのかなと思っております。愛知県の国保運営方針こちらのほうで、運営方針ではなくて納付金の算定におきましては、主管課長会議の中で県のほうから説明をしていただいて、納付金がこういった状況になっているということ聞き及ぶのみということになります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 県の納付金がどんどんと値上がりをしている状況の中で、幸田町も頑張っておられるわけですね、今、それでお聞きをするわけでございますけれども、国が賦課限度額を引き上げております。それで、令和7年度が3万円の引上げということで、医療分と後期分それぞれ1万円、2万円ということで3万円、これが引き上げられ

ているわけではありますけれども、幸田町としては令和7年度のその賦課限度額の引上げ、国に倣っていくおつもりなのか、どうなのかをお尋ねしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 令和7年度はこちらのほうが3万円、限度額を上がって合計で109万円になるというふうな予定でございます。幸田町のほうでは、平成22年度まで賦課限度額の引上げを1年遅れで施行、もしくは保留としてきましたけれども、23年度以降につきましては、政令改正に倣って引上げのほうを行ってまいりました。

国民健康保険法施行例、こちらのほうはもう改正されたのですけれども、まだ地方税法の施行例、こちらのほうが改正のほうはされておりませんが、3月31日までには改正をされると見込んでおります。今回の改正も令和7年度の賦課決定がされる7月までの間に、税条例の改正の提案をさせていただきたいと思っております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 限度額の引上げに伴って、他の加入者にもやっぱり影響もあるわけがございます。そうした関係からすれば、前から言われていたのは、限度額を引き上げることによって低所得者層は助かるんだよと、こういうようなことを言われてきた経過があるわけですが、しかしながら納付金が年々増加してきている。こういう状況の中で、国保財政がひっ迫しているそうした点で幸田町におきましては、まだこの国保税の算定に当たっては、所得割、それから均等割、平等割というこの3つで国保税を決めていくわけではありますけれども、この限度額は引き上げるが所得割、均等割、平等割これについては、その予定はないということでしょうかということと、それから納付金の引上げで、それを全てそのまま加入者にかぶせるのではなく、この基金の取崩しで何とか引上げを抑えていこうという、そういうことなのかどちらなのかお尋ねしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 7年度の国民健康保険の税率ですけれども、令和6年度と同様の税率で考えております。引上げのほうは考えておりません。

こちらの税率なんですけれども、平成30年度から変わらずに運用しておりました。県単位化になったこの29年度の前年の年に議論がありまして、基金があるうちにつきましては保険税の据置き、こちらのほうに進めたいというふうなことを皆さんにお話ししてきましたので、まだ基金があるうちになりますので、今回は改正のほうは考えておりません。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 マイナ保険証についてお聞きをいたしたいと思います。昨年12月2日から、マイナンバーカードに保険証が一本化されたわけでありまして、それに伴って短期保険証というのが廃止されたかというふうに思います。短期保険証が廃止されますと、これは以前は資格者証ということで対応もされていたわけではあります、幸田町については資格者証は発行されておらんかった。じゃあ、短期保険証が廃止されたその対応というのは、どのように今現在されているのか。また、保険診療が受けられなくなる可能性が出てくるわけでありまして、そうした事態にあってはならない

と思います。現在の対応は、どのようにしているのかお尋ねしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 令和6年12月2日をもって、保険証の新規発行ができなくなりました。保険証が廃止されました。伴いまして、短期証、滞納者がいる方につきましては、有効期限が短い3か月ごとの短期証を発行をして、更新のたびに納税相談をしていただくというもので、運用をしてまいりましたけれども、その短期証も発行ができなくなりましたということで、短期証交付対象者につきましては、11月末の時点で更新の際には、短期証ではなく通常証、令和7年12月1日までのほかの方々と同じ有効期限の保険証を渡しております。

また取りに来られなかった方につきましては、資格確認書を発行することになるんですけども、もう滞納いかんということでも有効期間を定める、こういったことはもう資格確認書はやらないでくださいというふうな国の指示もありますので、その12月1日までのものを発行しております。ただし、外国籍の方、在留期限がある方につきましては、その在留期限まで延長が確認できたら、その延長期間までの資格者証、マイナ保険証を持っていない方に限ってはのことなんですけれども、そういった運用をしております。

委員長 14番丸山委員。

14番丸山千代子委員 滞納者数についての対応は分かりました。そこでお聞きするわけではありますけれども、現在、マイナ保険証に切り替えた方、加入者数ですか。その人数をお聞きしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 マイナ保険証の登録率になります。こちらのほうが令和6年6月時点の数値になりますが、登録者数は63.9%になります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 そうしますと、マイナ保険証の一本化になったときに、切り替えられた人はあんまりいないということでしょうか。令和6年6月に63.9%の発行ということについて言えば、そのように受け取れるわけでありまして、人数は分からないんですね。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 人数につきましては、その令和6年6月時点におきまして、国民健康保険の加入者6,360人に対して、マイナ保険証の利用登録者こちらのほうが、4,066人となります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 分かりました。このマイナ保険証でもそうでありまして、今現在やはり使いづらいということで、解約をするという方もおられるようございまして、そういう事態というのは幸田町にあっては、ないということでしょうか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 令和6年10月28日からだったと思うんですけども、それまではマイナ保険証を1回登録してしまうと解除できませんっていうようなことになっておりましたけれども、その10月28日からは、申請をすれば解除ができるということになっております。

こちらのほうが、数字がこの令和6年10月28日から現在までの中で、解除依頼者が5名いらっしゃいます。

委員長 ここで途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩	午後	2時47分
再開	午後	2時57分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 次に、未就学児の均等割、2分の1ですね、減免があるわけですが、この保険税繰入金、この対象者数についてお答えください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 こちらの未就学均等割保険税の減額なんですけれども、令和6年10月末時点の被保険者数を対象に算出のほうをしております。そこで減額された児童なんですけれども、124人となります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 はい、分かりました。今、国民健康保険税が子育て世代にも重くのしかかってきております。そこで、子育て支援として18歳未満の均等割を廃止にすることで、その考えについて伺いたいというふうに思います。限度額の引上げも行われ、そして年々国保税が引き上がってくる、こういう状況の中で、やはり、今、払いたくても払えない国保税になってきている。こうしたところに子育て支援としての18歳未満の均等割の廃止、この考えについて伺いたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 子どもの均等割につきましては国の施策によりまして、令和4年度から未就学児を対象に、子どもの均等割額の一律5割を軽減のほうを行っております。町単独事業としまして、さらに、18歳未満までを拡大して均等割の廃止をした場合におきまして、国保税の税込における影響額が過大であることから、また、あと県内で18歳までの均等割、こちらのほうが全額を免除を実施している自治体がないことから、現段階では考えてはおりません。

委員長 ほかに、ございませんか。

1番、藤本委員。

1番藤本和美委員 205ページの賦課徴収事業です。昨日、徴税について滞納者の督促の仕方について質問させていただきました。国民健康保険のほうも昨年新聞の報道で、滞納率が日本人世帯が9%に対し、外国人世帯が28%というふうに取り上げられておりまして、本町の状況、滞納者数とそのうちの外国人の割合が分かれば教えてください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 外国籍だからといって滞納者をピックアップする、こちらのほうがちょっと考えてできないので、お名前のほうからこちらのほうはもしかしたら外国人かなというように感じて数字のほうを出してみたいんですけども、大体外国籍であろう方につきましては、滞納者のうちの20.7%程度が対象になっているということになります。

委員長 1番、藤本委員。

1 番藤本和美委員 昨日もそういった外国の方かなというような方に対して、はがきですかそういったもので督促するときに、日本語でしかしてないよということをお聞きしまして、対策として外国語のお手紙を入れるとか、そういったことをやっていかれることを検討したいというふうに言われたんですが、こちらの国民健康保険のほうはいかがでしょうか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 督促、催告につきましては税務課の収納グループ、こちらのほうでお願いしておりますので、町民税も国保税も同じルールで行っていくのかなと思っております。国保の特色としまして、従来、短期証、有効期限の短い保険証を送って渡して更新のたびに納税相談、こちらのほうもやっていたんですけれども、マイナ保険証になりまして更新に来ることはなくなったので、今、その手段もなくなっておりまして、滞納の被保険者との接触機会がなかなかない状態になっております。

委員長 ほかにございませんか。

以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第29号議案、令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を許します。14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 後期高齢者医療保険におきましても、世帯数と加入者数についてお答えください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 後期高齢者医療制度の被保険者ですが、令和7年2月末現在の数字であります。5,366人となります。なお、世帯数になりますけれども、後期高齢につきましては、世帯主課税ではなくて被保険者課税になりますので、一世帯数の数字は持っておりません。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 この後期高齢者医療保険は、2年ごとの見直しになっておりまして、令和6年度と7年度の保険料を算定になっております。そこで、お聞きするわけではありますけれども、所得割と均等割のこれは利率です、保険料といいますか、利率ですね。それをお答えくださいということと、限度額についてもお答えください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 令和6年度、7年度の所得割であります。11.13%、被保険者均等割は5万3,438円となっております。ただし、激変緩和措置といたしまして6年、7年度の所得割、こちらのほうが11.13%なんですけれども、6年度につきましては10.4%となっております。また、賦課限度額につきましては80万円になりました。ただし、令和5年度から継続して後期高齢者医療に加入されている方につきましては、令和6年度のみ73万円になります。6年度に新たに後期高齢者医療に加入してきた方につきましては、いきなりもう80万円という形になっております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 分かりました。激変緩和もあるということで令和6年度は、所得割の利率が10.4%になったということですが、令和7年度今予算につきましては

11. 13%っていうことでよろしいですね。そこで、次にお聞きしたいと思います。マイナ保険証の人数、それから資格確認書の数についてお答えください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 マイナ保険証の利用者数になります。こちらのほうは利用登録の人数となりますが、令和7年2月末現在の数字でありますけれども、2月末の被保険者数5,366人に対しまして、保険証の利用登録者数、こちらのほうが3,733人となります。登録割合につきましては、69.6%となります。利用状況につきましては、こちらのほうが後期高齢につきましては資料がございません。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 この後期高齢者医療保険制度におきましては、幸田町の中でもやはり滞納もされる方も数人いらっしゃるわけでございます。それで、この後期高齢者医療保険でも短期保険証が廃止をされたわけではありますけれども、その対応としてはどのようにされているのかをお尋ねしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 申し訳ございません。先ほどちょっと質問を飛ばしてしまいました。

まず資格確認書の交付数になりますけれども、こちらのほうがまだ被保険者数、今の現在の被保険者数の有効期限が令和7年7月31日までとなっております。

後期高齢につきましては、国保の場合でしたら12月2日以降、保険証は発行しない、できませんよということになっているんですけれども、後期高齢につきましては、もし加入再交付があった場合につきましては、資格確認書をその7月31日までの有効期限で、全ての被保険者に届けるようにという暫定措置が取られておりますので、被保険者証と資格確認書イコール被保険者の数とだけいただければと思います。ただ、昨日ちょっと連絡が来たんですけれども、今、その暫定措置の令和7年7月31日までの被保険者の数字を令和8年7月31日までに延ばす検討もされておりますので、ちょっとこちらのほうがまだどうなるのか分かっておりません。短期証の交付者になりますけれども、被保険者証が12月2日に廃止になったということで、通常の資格者証をお渡しのほうをしております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 そうしますと、この後期高齢にあつては、この資格確認書が今までですと、令和7年7月31日までが有効期限であったものが、これは国のほうからの指示ということなんでしょうか、暫定的に令和8年7月31日までに延ばしたいというような通知があったというようなことではあります。これはやはり高齢者への配慮なのか、それともやはり、今、全体的にマイナ保険証じゃなくて、やっぱり従来の保険証に戻してほしいという、そういう運動の下にこのようになってきたのか、どうなのか分かる範囲でお答えいただけたらと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 こちらのほうがまだ、検討をしておりますとの連絡なので、実際にどちらのほうから発出されたものなのかというのは分かっておりません。ただ後期高齢、全国同じような形で、そういった暫定措置が取られているということを経験しますと、国の考え

ではないのかと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第30号議案、令和7年度幸田町介護保険特別会計予算の質疑を許します。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 ここでも数字をお願いするわけでございますけれども、第1号被保険者数、これは特別徴収と普通徴収がございますので、それぞれ分けてお答えください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 第1号被保険者数の数であります。特別徴収の方になります。8,602人で、普通徴収の方が693人、合わせまして9,295人の方がこの方法によりましての徴収のほうになっているという状況でございます。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 1号被保険者数が年々増え続けているわけであるということはよく分かります。それで、次に、認定についてお伺いしたいと思います。介護認定を受けておられる中で要支援1、2それから要介護1から5まで、この数についてお答えくださいということと、それからもう一件、数を聞きますので、介護保険料の段階別の人数についてお答えいただけたらというふうに思います。

これについては、後から資料で提出をお願いしたいということですがよろしいでしょうか。

委員長 発言者に申し上げます。

一問一答の遵守をお願いします。

先ほどの今の質問に対しては1問目の質問だけ、まず、回答をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

福祉課長。

福祉課長 それでは要介護の支援者の認定者数について、お伝えさせていただきます。要支援の1の方281人、要支援2の方、166人、要支援の方を合わせますと447人になります。

要介護1の方332人、要介護2の方、164人、要介護3の方、149人です。要介護4の方、197人です。最後、要介護5の方、114人で、要介護認定の方全体で956人、全ての認定者の方を合わせますと1,403人となっております。この数字につきましては、令和7年2月末の状態でございます。

委員長 14番丸山委員。

14番丸山千代子委員 介護保険料の段階別につきましては、後で資料を提出していただければ結構でございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、認定者数が増加したということですが、先ほどの認定者が1,403人というふうになっております。介護保険法で決められているのは、この介護認定までに30日以内に認定をするというふうになっているわけではあります。幸田町の場合ですと1か月以上かかってしまって、実際介護を受けられない状況もあるということで困っている人もいます。そこで、この改善できない実態は何なのか、改善するつもりがあるのかどうかを伺いたいと思えます。

委員長 福祉課長。

福祉課長 段階別につきましては、資料として提出させていただきます。

まず介護認定の状況であります。こちらにつきましては、令和5年の状況ではありませんけれども、幸田町で申請から要介護認定まで要した期間というものも平均値ということで40.7日ということでまとめております。全国と比較しますと、全国は40.1日ということでありましたので、数値的には40日と少しというところで状況は類似しておるわけではございますが、介護保険法でいいます30日以内というところには届いていないということでもあります。

こちらにつきましても、対応のほうをしていこうということで、令和6年度中にいろいろと考えました。まず申請から1か月以内に、介護認定を出すためには何がポイントかということでありまして、申請から2週間以内に調査を行うっていうことが、まず必要であるということが分かりましたので、今現在、4人おります認定調査員が令和6年11月からですけども、1週間当たりの調査件数を増やすような形で対応のほうをさせていただいております。それに伴いまして、原則2週間以内で行くようになりましてからは、調査が遅くなったことが理由で1か月以内に介護認定が出ないということは少なくなっているというような状況でございます。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 改善できたこと、ありがとうございます。やはり、この認定をされる方は介護を待ってみえるわけでございますので、そうした迅速な対応をお願いしたいと思います。

次に、介護給付費準備基金の残高について伺いたいと思いますが、これは前にやりました0.5億円っていうことが訂正で0.6億円ってなったわけでありましてけれども、正確な残高をお願いしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 手元にあります数字であります。令和6年度末の基金の残高見込みということで、5,939万9,000円となっております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 ありがとうございます。令和6年度末をもって第9期の1年目が終わるわけでございます。この介護給付費準備基金、これは3年間の中で不足があったときのための、その3年間のならしに使う部分がこの準備基金の役割であるわけでございますけれども、今現在のこの基金の状況ですと、これは大丈夫かと言わざるを得ない状況なんですね。見込みとしてはどうなんでしょうか。やはり実際、介護が受けられない状況があってはならないというふうに思うんですけども、こうした第9期の計画、これがどういう計画だったのかということになるわけでございます。それで、介護保険料は第9期では、基準額では1,000円のアップという今までにない大幅な引上げを行ったわけでありましてけれども、これが大幅な引上げを行ったにもかかわらず、このような財源不足になるような状況に陥ってきていると、これはどこに原因があるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 介護保険に関する事務基金でございますけれども、まず今現在、5,900万程度の基金の残高ということでございますが、新年度の予算におきましては、約1,900万円の取崩しということを見込んでおり、実質には4,000万円程度という中で、令和7年度、8年度をやりくりするというような状況でございます。令和6年度で見ますと年度の途中で、2,300万円程度の1度取崩しのほうをさせていただいた後に、第9期の1年目ということで、その月1,000円の保険料を上げさせていただいたところから、逆に少し上積みさせていただくことができるといような状況でございます。

あと残りの2年間とこの今の介護給付等の増加状況を見ておりますと、委員がおっしゃいますとおり、我々としても非常に危機感を持って取り組んでいるところでございます。場合によっては、これが介護基金のほうの不測の事態を含めまして、仮に全てなくなってしまった場合につきましては、先ほど国民健康保険のほうにありましたように、一般会計からの繰入れというものが、財政の支援が受けられないということでもありますので、こちらにつきましては愛知県の介護保険の財政安定化基金、これは貸付けになりますけれども、そういったものも活用をして取り組んでいかないといけない、そういう厳しい状況であるというふうに考えております。そういった中で保険料は、あと2年間変えることはできませんので、1,000円という大きな増額はさせていただきながら、基金の確保ということも考えていたところですが、運営については厳しい状況であるということでございます。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 介護保険法の中で、これは一般会計からの財政援助はできないというふうに、今、介護保険制度ではなっているわけでありまして。そうした状況において、このように介護給付費準備基金、これが残高不足になるとそれを乗り切るためには、県のほうから貸付けを受けるということであるということが、今、発言があったわけではありますけれども、そうしますと、例えば次は借金をすると、今度は、これを返していかなきゃならんわけですよ。そうすると、これが保険料に跳ね返ってくるというようなことになりかねないかと危惧するわけではございますけれども、その辺のところはやっぱりもう少し見通しを持ってやっていただきたいというふうに思います。

次に、重点支援地方交付金があるわけですが、この活用で介護事業者の支援をやられるんですが、これは一般会計なのかどうなのかお尋ねしたいと思います。介護保険のほうに載ってございましたけれども、どうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 基金のそこは、やはり貸付けを受けるとやはり委員のおっしゃるとおり、後ほど保険料に跳ね返ってきますので、そちらのほうも十分に考えながら進めていきたいというふうに考えております。

重点支援交付金についてですけれども、これに関しましては、国の経済対策に関する内容のことかと思うんですが、すみませんちょっとこの辺りが、はい、すみません、今、確認のほうをまずさせていただきたいというふうに思います。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 重点支援地方交付金ということで載っていたわけですが、これ

を活用することで介護事業所を支援をしていくという内容になっているのかっていうことをお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 今回、重点支援交付金っていうもの、ごめんなさい、私のほうは、すぐ今、資料のほうを開けておらずに、申し訳ございませんけれども、と介護保険の事業所との支援っていうところではございますが、現在これは国の経済対策等も含めて、重点支援交付金っていうものがございますけれども、今のところはこれを活用して支援していこうというところでは、この中では今は検討はしておりません。

委員長 ほかにございませんか。

以上で第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案、令和7年度幸田町水道事業会計予算の質疑を許します。

11番、廣野委員。

11番廣野房男委員 先ほどちょっとすみませんでした。説明会資料の30ページですけども、配水管布設替事業ということで出ておりますけども、これも農水管と一緒にこれは水道ですので、耐震化を図って、万一の場合、水道が止まっちゃうというようなことがないようにやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいんですけども、この成果目標っちゅうことで、例えば、この資料を見ますと令和11年で、この2つの布設替工事が2路線ですかね。これが令和11年で完成目標となっておりますけども、これがここまで延びる理由っちゅうのが、お金がないのか物理的に無理なのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

委員長 水道課長。

水道課長 はい、今、そうですね、配水管布設替事業で令和11年までということについての御質問かと思ひます。この2地区以外にもほかに幸田町水道のほうで、来年度予定しておる事業がたくさんあります。野場から上六栗にかけての配水管の管路更新から、道路改良に伴う芦谷蒲郡線の布設替から、2か所の水管橋の更新から須美・前山地区の開発地区内の新規配水管布設などがございます。これらの事業ですね、1キロを更新するのに約1億円を超えるような、たくさんお金がかかる事業になりますので、数年間に分けて整備をさせていただくと、そのような形でお願ひしたいと思ひます。

委員長 11番、廣野委員。

11番廣野房男委員 大変お金も時間もかかる事業だということは分かりましたので、最低でもこれ目標を達成というようなことでやっていただければいいのかなと思ひますけども、例えばよく、今、日本全国である水道管が破裂しちゃったというような事故などがよく聞きますけども、そういった場合の費用というのは、これ私は公営企業会計っちゅうことで、なかなかよく分からんところはありますけども、そういうのはどこから出てその事故を片づけるとかということなんでしょうか、ちょっとお聞きします。

委員長 水道課長。

水道課長 漏水とかの場合の修繕費という御質問でございます。

これはちょっと水道事業の特有のややこしい予算書の中でということにはなりますが、水道事業の中で主に収益的収支、維持管理に係る費用とそれから資本的収支、いわゆる

先ほど1億円かかりますよといった、そういうような御質問の中でお答えしました工事を行っていくような予算が2か所あるんですけども、その中で見ていただくのは予算書の309ページがよろしいかと思えます。309ページのところに、営業費用という収益的収支の中の営業費用になりますが、そこの中のずっとちょっと配水及び給水費とありまして、その下の節のところできずと下りてきまして、修繕費というのがございます。5,233万9,000円を取っておりますけども、この中の配水管修繕等というの3,040万円ですね、こちらのほうが、通常、漏水が起きてすぐに修繕をする場合の費用となります。

委員長 11番、廣野委員。

11番廣野房男委員 この309ページでいろんな費目を見ていますと、この修繕費用以外はほとんど使わなければならないような費用かなと思えますけども、例えば何にも事故が起きなかったら、これはそのまま残るっちゃうことでまた次に回すというような形になるんでしょうか。

委員長 水道課長。

水道課長 そうですね。漏水とかが起きなければ、この3,000万円とかというお金は要らないかという御質問かと思えます。実を言いますと、よくテレビとかですごく道路が浸水するような漏水だとか、そういうのがよくテレビによく出ておりますが、そういう道路が浸水するような漏水っていうのは、なかなか年間にそう何回もあるわけではないんですが、小さな漏水っていうのは毎日のようにありまして、例えば一般的な自然漏水といわれるようなものですが、例えば令和2年ですと90件、令和3年が86件、令和4年が92件、令和5年が106件、令和6年の2月までの数字ですが92件、小さな漏水からある程度大きい漏水まで含めると件数はこれぐらい出ております。それから、その工事費についても、令和5年度の実績で2,400万円だとか、令和6年度の2月までの実績でいきましても、2,000万円だとかという単位のお金はかかっておりますので、これがゼロになるということはないかと思っております。

委員長 11番、廣野委員。

11番廣野房男委員 今、ゼロになることはないっちゃうことは、ほとんど使っちゃうという意味じゃなくて、少しは残るけどもほとんど使っちゃうということなんでしょうか。

委員長 水道課長。

水道課長 はい。水道事業会計の考え方としますと、そうですね、全部使っちゃうと黒字が減ってしまう。使わなかった分が黒字になるというような、そういう意味合いでございますが、予算上は足らなくなるような形で予算を計上させていただいております。

委員長 11番、廣野委員。

11番廣野房男 はい、よくこの企業会計というのがよく分からんで申し訳ないんですけども、少しぐらい分かったような気がしました。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第32号議案令和7年度幸田町下水道事業会計予算の質疑を許します。

ございませんか。

以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

これから上程議案7件について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子委員 それでは議題となっております案件につきまして、反対の立場から討論をしてみたいです。詳しくは本会議で述べさせていただきますので、予算特別委員会におきましては、概略だけを述べてまいります。

第26号議案令和7年度幸田町一般会計予算についてであります。

当初予算、198億3,000万円計上は、令和6年度よりも減額予算であります。予算編成に当たって徴税収は最大を見込むものの、ふるさと給付金の落ち込み、財政調整基金の残高減少など、予算編成に当たっては要求との乖離があり、10%カットをせざるを得ない状況に陥ったことは、放漫財政運営の結果だと言わざるを得ません。ふるさと給付金に依存し目いっぱい使うなど、こうした状況を改めるべきではないでしょうか。コロナ禍や物価高騰、人件費や扶助費の高騰も拍車をかけていますが、町長の言う種をまく状況を続けていけば、財政危機に陥り財政破綻は明らかであります。住民の福祉、暮らし、教育など住民要望に応え、充実し暮らしやすいまちづくりを進めながら不要不急の事業などを見直し、大型事業などは財政計画に基づきながら進めることを求めて反対討論いたします。

第28号議案、令和7年度幸田町国民健康保険特別会計予算、2024年度に引き続き国が国民健康保険税の賦課上限額を引き上げます。幸田町では国に倣い、国の限度額いっぱいの109万円に引き上げます。医療分65万円が66万円に、後期高齢者支援金24万円を26万円に、合計3万円の引上げで106万円が109万円にと引き上がってまいります。これ以上払えない国保税にすべきではなく、引上げに反対するものであります。国保が県単位化され、令和7年度予算では納付金も引き上げられております。また、令和6年12月2日で健康保険証の新規発行停止とマイナンバーカードに健康保険証の機能を載せたマイナ保険証への一本化が強行をされました。これに対しても反対であり、従来の保険証の存続を求め反対の立場を明らかにいたします。

第29号議案、令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、後期高齢者医療保険は2年ごとの見直しであり、年々上がってきており、高齢者受診控えも問題となっております。75歳という年齢で、国民健康保険や協会けんぽ、組合健保などから切り離されて、一律に加入させられる医療保険制度は、高齢者への差別と負担増を押しつけるものであり、反対するものであります。

第30号議案、令和7年度幸田町介護保険特別会計予算、第9期の2年目となります。介護保険料は3年ごとの改定で、改定のたびに引き上げられ9期では基準額を1,000円引上げ、4,800円が5,800円月額になりました。全体を通して大幅な引上げを行い、高齢者に負担増を押しつけました。高齢者人口増加でサービスを利用する高齢者も増えていますが、介護認定業務が30日以上もかかっている現状は、改善すべきであります。保険あって介護なしではなく、安心して介護が受けられる制度を求めて反対討論いたします。

委員長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。採決の方法は、起立により行います。

まず第26号議案、令和7年度幸田町一般会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、第26号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案、令和7年度幸田町土地取得特別会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立全員であります。

よって、第27号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案、令和7年度幸田町国民健康保険特別会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、第28号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案、令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、第29号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案、令和7年度幸田町介護保険特別会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、第30号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案、令和7年度幸田町水道事業会計予算を原案どおり決するに賛成の

諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立全員であります。

よって、31号議案は可決すべきものと決しました。

次に、第32号議案、令和7年度幸田町下水道事業会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立全員であります。

よって、第32号議案は可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託された案件の審議は全部終了しました。

審査結果報告書の作成については、私に御一任願いたいと思います。

ただいまの結果は、3月26日の本会議で報告させていただきますので、よろしく願います。

これで予算特別委員会を閉会します。

長時間御審議、御苦労さまでした。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時42分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和 7年3月13日

予算特別委員会  
委員長